

令和 7 年 2 月 27 日 開 会

令和 7 年 3 月 21 日 閉 会

令和 7 年第 1 回 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

山 県 市 議 会

2月27日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	10
○欠席議員	10
○説明のため出席した者の職氏名	10
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	11
○開　　会（午前10時00分）	12
○日程第1　会議録署名議員の指名について	12
○日程第2　会期の決定について	12
○日程第3　諸般の報告について	12
○日程第4　報第1号及び日程第5　報第2号	13
○日程第6　発議第1号　山県市議会基本条例の一部を改正する条例について	13
武藤孝成議会運営委員会委員長提案説明	13
○日程第7　質　　疑	13
○日程第8　討　　論	14
○日程第9　採　　決	14
○日程第10　発議第2号　特別委員会の設置に関する決議について	14
加藤義信議会改革調査特別委員会委員長提案説明	14
○日程第11　質　　疑	15
○日程第12　討　　論	15
○日程第13　採　　決	15
○日程第14　承第1号から日程第32　議第18号まで	16
林市長提案説明	16
○日程第33　質　　疑	18
○日程第34　討　　論	19
○日程第35　採　　決	19
○日程第36　議第19号から日程第65　議第48号まで	22
林市長提案説明	23
○散　　会（午前10時55分）	30

3月10日（月曜日）第2号

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	36
○欠席議員	37
○説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	37
○開　　議（午前10時00分）	38
○日程第1　議第49号　令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）	38
林市長提案説明	38
○日程第2　質　　疑（議第19号から議第49号まで）	38
3番　吉田昌樹議員質疑	39
谷村理事兼総務課長答弁	39
3番　吉田昌樹議員質疑	39
谷村理事兼総務課長答弁	39
3番　吉田昌樹議員質疑	40
谷村理事兼総務課長答弁	40
3番　吉田昌樹議員質疑	40
谷村理事兼総務課長答弁	40
3番　吉田昌樹議員質疑	40
谷村理事兼総務課長答弁	41
3番　吉田昌樹議員質疑	41
谷村理事兼総務課長答弁	41
○日程第3　委員会付託（議第19号から議第49号まで）	42
○散　　会（午前10時12分）	42

3月17日（月曜日）第3号

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	43
○欠席議員	43

○説明のため出席した者の職氏名	43
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	44
○開　　議（午前10時00分）	45
○日程第1　一般質問	45
1．5番　田中辰典議員質問	45
(1) 豪雪災害についての対応について	45
谷村理事兼総務課長答弁	46
岩田福祉課長答弁	48
福井農林畜産課長答弁	48
田中辰典議員質問	48
岩田福祉課長答弁	49
福井農林畜産課長答弁	50
谷村理事兼総務課長答弁	50
田中辰典議員質問	51
福井農林畜産課長答弁	51
2．3番　吉田昌樹議員質問	52
(1) 改正マイナンバー法による「短期保険証の廃止」について	52
服部市民環境課長答弁	54
吉田昌樹議員質問	55
服部市民環境課長答弁	56
吉田昌樹議員発言	57
(2) 山県市の耐震診断や耐震改修工事の補助制度について	57
棚橋建設課長答弁	58
吉田昌樹議員質問	60
棚橋建設課長答弁	61
吉田昌樹議員発言	61
○休　　憩（午前11時06分）	62
○再　　開（午前11時15分）	62
3．11番　山崎　通議員質問	62
(1) 指定管理者制度の活用成果について	62
久保田副市長答弁	62
山崎　通議員質問	64

林市長答弁	66
(2) 国の指定重要文化財への取り組みについて	67
大西生涯学習課長答弁	67
山崎 通議員質問	68
久保田副市長答弁	69
○休 憩 (午前11時46分)	70
○再 開 (午前11時46分)	70
4. 4 番 武藤行儀議員質問	70
(1) 上下水道管の老朽化対策と市民の安全確保について	70
藤根水道課長答弁	71
武藤行儀議員質問	73
藤根水道課長答弁	73
武藤行儀議員発言	73
(2) 大桑城跡の国史跡指定に向けた取り組みについて	73
大西生涯学習課長答弁	75
武藤行儀議員発言	76
○休 憩 (午後0時11分)	77
○再 開 (午後1時10分)	77
5. 2 番 川島亜也議員質問	77
(1) 山口市保育園の現状	77
正治子育て支援課長答弁	78
川島亜也議員質問	79
正治子育て支援課長答弁	80
川島亜也議員発言	80
6. 7 番 寺町祥江議員質問	81
(1) 効果的なパブリックコメント制度の運用に向けて	81
谷村理事兼総務課長答弁	82
寺町祥江議員質問	83
林市長答弁	84
寺町祥江議員発言	84
(2) 多様な生涯学習活動に関わる環境整備の拡充を	84
大西生涯学習課長答弁	85

寺町祥江議員質問	86
服部教育長答弁	87
寺町祥江議員発言	87
(3) 特性や感覚の多様性に配慮した子育て環境の整備	87
林市長答弁	88
○休憩（午後 1 時55分）	89
○再開（午後 2 時05分）	89
7. 6 番 奥田真也議員質問	89
(1) 岐阜県自転車条例のその後について	89
谷村理事兼総務課長答弁	90
奥田真也議員質問	91
林市長答弁	92
奥田真也議員発言	92
(2) 脱炭素の取り組みについて	92
服部市民環境課長答弁	93
奥田真也議員質問	94
林市長答弁	95
奥田真也議員発言	96
(3) こどもたちの未来のために	96
平工学校教育長答弁	97
正治子育て支援課長答弁	98
奥田真也議員質問	99
平工学校教育長答弁	100
正治子育て支援課長答弁	100
奥田真也議員発言	101
8. 1 番 河合雅俊議員質問	102
(1) 糖尿病重症化予防対策について	102
服部市民環境課長答弁	102
森理事兼健康介護課長答弁	103
河合雅俊議員質問	103
森理事兼健康介護課長答弁	104
河合雅俊議員発言	105

○休 憩（午後 3 時02分）	105
○再 開（午後 3 時15分）	105
9. 10番 操 知子議員質問.....	105
(1) 一時保育について.....	105
正治子育て支援課長答弁.....	105
操 知子議員質問.....	106
正治子育て支援課長答弁.....	107
(2) こどもコミッショナーの設置について.....	108
正治子育て支援課長答弁.....	108
操 知子議員質問.....	108
正治子育て支援課長答弁.....	109
(3) 飲酒運転の撲滅について.....	110
谷村理事兼総務課長答弁.....	111
操 知子議員発言.....	111
○散 会（午後 3 時39分）	112

3月21日（金曜日）第4号

○議事日程.....	113
○本日の会議に付した事件.....	118
○出席議員.....	124
○欠席議員.....	124
○説明のため出席した者の職氏名.....	125
○職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	125
○開 議（午前10時00分）	126
○日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告.....	126
○日程第2 委員長報告に対する質疑.....	127
○日程第3 討 論（議第19号から議第49号まで）	127
3番 吉田昌樹議員反対討論.....	127
7番 寺町祥江議員賛成討論.....	130
○日程第4 採 決（議第19号から議第49号まで）	131
○日程第5 発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出につい て.....	137

8 番 古川雅一議員趣旨説明	137
○日程第6 質 疑	138
○日程第7 討 論	138
○休 憩（午前10時30分）	139
○再 開（午前10時30分）	139
3 番 吉田昌樹議員賛成討論	139
○日程第8 採 決	141
○閉 会（午前10時37分）	141
○会議録署名者	141

令和7年2月27日

山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月27日（木曜日）

○議事日程 第1号 令和7年2月27日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

日程第5 報第2号 専決処分の報告について

日程第6 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第7 質 疑

発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第8 討 論

発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第9 採 決

発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第10 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第11 質 疑

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第12 討 論

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第13 採 決

発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第14 承第1号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

日程第15 議第1号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第16 議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第17 議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第18 議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第19 議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第20 議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について

日程第21	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第22	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第23	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第24	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第25	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第26	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第27	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第28	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
日程第29	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第31	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第32	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33	質 疑	
	承第1号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
	議第1号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第34	討 論	
	承第1号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
	議第1号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35	採 決	
	承第1号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
	議第1号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について

	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第36	議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第39	議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第40	議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
日程第42	議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第43	議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につい て
日程第44	議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
日程第45	議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
日程第46	議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第47	議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第48	議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部

		を改正する条例について
日程第49	議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
日程第50	議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第51	議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
日程第52	議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第53	議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第54	議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第55	議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第56	議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
日程第57	議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第58	議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
日程第59	議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第60	議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第61	議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
日程第62	議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
日程第63	議第46号	山県市こども計画の策定について
日程第64	議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について
日程第65	議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第1号 専決処分の報告について
日程第5	報第2号 専決処分の報告について
日程第6	発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
日程第7	質 疑
	発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
日程第8	討 論

- 発議第 1 号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
 日程第 9 採 決
 発議第 1 号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について
 日程第10 発議第 2 号 特別委員会の設置に関する決議について
 日程第11 質 疑
 発議第 2 号 特別委員会の設置に関する決議について
 日程第12 討 論
 発議第 2 号 特別委員会の設置に関する決議について
 日程第13 採 決
 発議第 2 号 特別委員会の設置に関する決議について
 日程第14 承第 1 号 令和 6 年度山県市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
 日程第15 議第 1 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第16 議第 2 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第17 議第 3 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第18 議第 4 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第19 議第 5 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第20 議第 6 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第21 議第 7 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第22 議第 8 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第23 議第 9 号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第24 議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第25 議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第26 議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第27 議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第28 議第14号 山県市農業委員会委員の任命同意について
 日程第29 議第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第30 議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第31 議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第32 議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第33 質 疑
 承第 1 号 令和 6 年度山県市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分につ

いて

- | | |
|--------|--------------------------|
| 議第 1 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 2 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 3 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 4 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 5 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 6 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 7 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 8 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 9 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第10号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第11号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第12号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第13号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第14号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第15号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第16号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第17号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第18号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

日程第34 討 論

- | | |
|--------|--|
| 承第 1 号 | 令和 6 年度山県市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分につ
いて |
| 議第 1 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 2 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 3 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 4 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 5 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 6 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 7 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 8 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第 9 号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |
| 議第10号 | 山県市農業委員会委員の任命同意について |

	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35	採 決	
	承第1号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
	議第1号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第2号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第3号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第4号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第5号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第6号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第7号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第8号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第9号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第10号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第11号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第12号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第13号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第14号	山県市農業委員会委員の任命同意について
	議第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第16号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第17号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第18号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第36	議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第37	議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第39	議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第40	議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第41	議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第42	議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第43	議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第44	議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第45	議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第46	議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第47	議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第48	議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第49	議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
日程第50	議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第51	議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
日程第52	議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第53	議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第54	議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第55	議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第56	議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
日程第57	議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第58	議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算

日程第59	議第42号	令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
日程第60	議第43号	令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
日程第61	議第44号	令和7年度山口市水道事業会計予算
日程第62	議第45号	令和7年度山口市下水道事業会計予算
日程第63	議第46号	山口市こども計画の策定について
日程第64	議第47号	山口市都市計画マスタープランの改定について
日程第65	議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦
企画財政課長	丹 羽 竜 之	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境課長	服 部 裕 司	福祉課長	岩 田 豊 実
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援課長	正 治 裕 樹
農林畜産課長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	浅 野 浩 昭	学校教育課長	平 工 雅 之
生涯学習課長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 書 記 大 野 幹 根
書 記 太 田 菜々子

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 河合雅俊議員、2番 川島亜也議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日から3月21日までの23日間とし、2月28日から3月9日まで、11日から16日まで、19日から20日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日2月27日から3月21日までの23日間とし、2月28日から3月9日まで、11日から16日まで、19日から20日までを休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年11月から令和7年1月までに実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

1月30日、第293回岐阜県市議会議長会議が高山市において開催され、加藤副議長と出席いたしました。会議では、会務報告及び令和7年度岐阜県市議会議長会会計予算など、4議案について、全会一致で原案どおり承認・可決されました。

次に、2月3日、令和7年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係

議員と出席しました。会議では、令和7年度当初予算などの2議案について審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号及び日程第5 報第2号

○議長（吉田茂広） 日程第4、報第1号、日程第5、報第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。

日程第6 発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（吉田茂広） 日程第6、発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

武藤孝成委員長。

○議会運営委員会委員長（武藤孝成） それでは、基本条例を読み上げます。

山県市議会基本条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

山県市が定める山県市子ども・子育て支援事業計画が、国のこども大綱等を勘案し、統一的な子育て支援施策を包括した山県市こども計画に変更となるため、本条例についても当該名称に改正するよう、この条例を定めるものです。

以上が説明となります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第7 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第7、質疑。

これより発議第1号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はされません。

日程第8 討論

○議長（吉田茂広） 日程第8、討論。

これより発議第1号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第9 採決

○議長（吉田茂広） 日程第9、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第1号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第2号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（吉田茂広） 日程第10、発議第2号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員会委員長に説明を求めます。

加藤義信委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（加藤義信） 特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

現在、予算や決算などの1議案を2つの常任委員会へ分割付託している状況であります。これは議案一体の原則に反しており、今回、この状況を解消することに加え、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な予算であるかを全議員で審査するため、予算決算特別委員会を設置するものです。

以上が提案説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第11 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第11、質疑。

これより発議第2号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はされません。

日程第12 討論

○議長（吉田茂広） 日程第12、討論。

これより発議第2号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第13 採決

○議長（吉田茂広） 日程第13、採決。

これより発議第2号 特別委員会の設置に関する決議についてに対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名させていただきます。

予算決算特別委員会委員は全議員といたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでと決定されました。

なお、正副委員長を選出は、特別委員会の招集時に行います。

日程第14 承第1号から日程第32 議第18号まで

○議長（吉田茂広） 日程第14、承第1号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、日程第15、議第1号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第16、議第2号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第17、議第3号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第18、議第4号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第19、議第5号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第20、議第6号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第21、議第7号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第22、議第8号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第23、議第9号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第24、議第10号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第25、議第11号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第26、議第12号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第27、議第13号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第28、議第14号 山口市農業委員会委員の任命同意について、日程第29、議第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第30、議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第31、議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第32、議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上19議案について一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和7年山口市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

は大変御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、1月の26日に執行されました岐阜県知事選挙で、山県市相戸在住の江崎禎英氏が初当選をされ、20年ぶりに県の新しいリーダーが誕生いたしました。若者や女性の流出が止まらず、人口の減少が深刻化する現状を転換し、「安心」と「ワクワク」にあふれる、人やモノが集まる岐阜県を創ろうと強く訴えられ、そうしたことによりまして新知事が誕生し、私どもはこれからの施策の展開と政治手腕に大変期待を寄せているところでございます。

さて、2月4日頃から影響が出始めました今シーズン最も最強の寒波は、本市にも大きな災害をもたらしました。2月6日には、北山地区の日原以北で、県道神崎高富線が大雪による倒木により通行不能となり、美山各地域で停電が発生いたしました。また、この降り積もった大量の雪によりまして、除雪が間に合わず、伊往戸地区や日原の一部の地域などでは一時孤立状態となりました。最終的に停電の全戸の復旧は2月10日、孤立状態の解消は2月9日と、災害の発生から4日ないし5日の時間を要したものでございます。

今回ほどの大雪は、過去を振り返りますと、20年ほど前に大雪となり、旧美山北中学校の体育館の屋根が雪の重みによりまして崩れ落ちたとき以来の降雪量であったと思います。

改めて、こうした今回の災害に対して、災害対策の重要性を強く認識したところでございます。さらなる危機管理体制の強化、地域の皆様とともに、防災意識の高揚や地域防災力の強化に力を注いでまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても御理解と御協力をいただきまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

さて、本日提案いたしております議案は、承認案件1件、人事案件18件、条例案件18件、補正予算案件2件、当初予算案件7件、その他案件3件の計49案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

最初に、資料ナンバー3の専決処分案件1件について御説明をいたします。

資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、承第1号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきましては、国の令和6年度第1次補正予算に盛り込まれた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する低所得者世帯支援金給付事業につきまして、給付費のほか事務経費として9,957万5,000円を追加し、その総額を160億6,070万7,000円とする補正予算を令和7年1月20日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、人事案件について御説明いたします。

資料ナンバー 1 の 3 ページから 16 ページでございます。

議第 1 号から議第 14 号 山県市農業委員の任命同意につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、高富にお住まいの丹羽 誠氏、東深瀬にお住まいの矢川英典氏、東深瀬にお住まいの中村洋子氏、西深瀬にお住まいの川田幸弘氏、梅原にお住まいで認定農業者である谷原祐介氏、梅原にお住まいで認定農業者である山田愛子氏、椎倉にお住まいで認定農業者である平野良次氏、大桑にお住まいで認定農業者である加藤博英氏、長滝にお住まいの村橋光臣氏、藤倉にお住まいの野田朝子氏、大門にお住まいで認定農業者である砂田里美氏、青波にお住まいで認定農業者である木村正明氏、岐阜市中西郷にお住まいで認定農業者である山口雅人氏、大桑にお住まいで、関係する法律に規定する利害関係を有しない者に該当する方である松影康司氏、以上 14 名につきましては、いずれの方も地域からの信頼が厚く、農業に精通しておられ、知見も十分有しておられるため、適任者でありますので、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は 3 年で、本年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まででございます。

次に、17 ページから 20 ページ。

議第 15 号から議第 18 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年 6 月 30 日をもって任期満了となる 3 名の人権擁護委員及び現在欠員 1 名の人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、小倉にお住まいの大野三千子氏、大桑にお住まいの千葉由紀子氏、高木にお住まいの古川健次氏、梅原にお住まいの桐山三枝氏、この 4 名を推薦することについて議会の意見を求めるもので、任期は 3 年でございます。

4 名の方とも地域での信頼も厚く、人権擁護の重要性を認識され、人格、見識ともに適任でございますので、推薦しようとするものでございます。

議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第 33 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第 33、質疑。

ただいまの市長提出議案、承第 1 号から議第 18 号までの 19 議案について質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第1号から議第18号までの19議案について、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号から議第18号までの19議案について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、承第1号から議第18号までの19議案について、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第34 討論

○議長（吉田茂広） 日程第34、討論。

承第1号から議第18号までの19議案について討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第35 採決

○議長（吉田茂広） 日程第35、採決。

ただいまから承第1号から議第18号までの19議案の採決を行います。

承第1号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに

決定されました。

お諮りいたします。

議第1号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第2号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第3号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第4号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第5号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第6号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第7号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第8号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第9号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第10号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第11号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第12号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第13号 山県市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第14号 山口市農業委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定されました。

議第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

議第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

議第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

議第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

日程第36 議第19号から日程第65 議第48号まで

○議長（吉田茂広） 日程第36、議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第20号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例に

について、日程第38、議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第23号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第24号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第25号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第26号 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第27号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第28号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第29号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第30号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第31号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について、日程第50、議第33号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第34号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について、日程第52、議第35号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第53、議第36号 山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第54、議第37号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）、日程第55、議第38号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第56、議第39号 令和7年度山県市一般会計予算、日程第57、議第40号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算、日程第58、議第41号 令和7年度山県市介護保険特別会計予算、日程第59、議第42号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、日程第60、議第43号 令和7年度山県市高富財産区特別会計予算、日程第61、議第44号 令和7年度山県市水道事業会計予算、日程第62、議第45号 令和7年度山県市下水道事業会計予算、日程第63、議第46号 山県市こども計画の策定について、日程第64、議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定について、日程第65、議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について、以上30議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは、ただいま上程されました議案の提案説明をさせていただくに当たりまして、まず、令和7年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせて

いただきます。

まず、本市の財政状況についてでございます。

市債の残高は、平成21年度末の額368億円、ここのところがピークでございましたけれども、以降195億円減少し、全ての会計の合計額が、この令和7年度末時点で過去最少額となります約173億円となります。

また、この4月には、開通いたしまして5年余りが経過しております東海環状自動車道、山県インターチェンジから本巣インターチェンジまでが延伸し、夏頃にはいよいよ名神高速道路まで開通する予定となっております。

新しい人の流れが生み出され、本市にとっても新たなステージを迎えることとなり、交流人口の拡大、インバウンド需要などが期待されるところでございます。このタイミングを逃すことなく、本市の持つポテンシャル、魅力を発信し、市内経済の活性化につなげ、D X、G Xによる取組も併せ、官民連携の下に持続可能なまちづくりを推進してまいります。

こうした取組は行政だけの力で成し遂げることはできません。議会をはじめ、市民のあらゆる関係団体や市民の皆様との対話による共感に努め、協働のまちづくりを目指してまいり所存でございます。

今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願いを申し上げます。

また、令和7年度の当初予算案につきましては、今まで申し上げてきたようなことを背景といたしまして、1つ目に、こどもと未来を結ぶ多様性のある社会の実現、2つ目には、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、3つ目には、未来を見据えた力強く豊かなまちづくり、4つ目に、地域課題の解決に向けたD X、G Xの推進、この4つを重点施策としながら、「～未来へ踏み出す確かな歩み～子育て応援加速型予算」といたしております。

まず、資料ナンバー6－2、令和7年度当初予算の概要の1ページを御覧ください。

当初予算案の総額は、一般会計が152億6,000万円で、対前年度1.06%の増額としております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても、245億7,672万3,000円で、対前年度0.81%の増額となっております。

一般会計では、右側の上段の表のように、市税は増加しておりますが、令和6年度は国の定額減税の影響により減少したものであり、その補填財源として交付されました地方特例交付金を含めると、実質的には約2,800万円ほどの減額となります。

地方交付税では、給与改定分と施設管理等委託料の増加は見込まれるものの、合併特例債の償還終了による公債費算入の減少が大きく減額を見込んでおります。

2 段目の表の地方債関係では、有利な地方債であります緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災対策事業債、過疎対策事業債等の活用を見込みつつ、一般会計地方債発行予定総額は 7 億 5,130 万円と、前年度から 2 億 3,210 万円の減少としております。

下表の基金繰入におきましては、実質的な財源不足を補う財政調整基金を 9 億 7,491 万 3,000 円としているところでございます。

続いて、資料 6－3、令和 7 年度当初予算案のポイントの 6 ページをお願いいたします。

令和 7 年度当初予算における歳出の主な内容につきましては、先ほど申し上げました 4 つの重点事項の観点に基づき、順次説明をさせていただきます。

まず最初に、こどもと未来を結ぶ多様性のある社会の実現についてでございます。

子育て応援条例の基本理念であるように、子供たちが安心して育つことができる環境の整備に努めるため、次の施策を展開してまいります。

まず、保育園を中心とした地域創造事業でございますが、美山地域で都市部から家族ごと保育園留学を受け入れることで、園児同士の相互成長を図るとともに、長期的な関係人口の増加につなげ、地域の経済効果や交流の活性化により、持続可能な地域づくりを推進していく取組を開始いたします。

次に、7 ページでございますが、保育園、幼稚園、学校給食の無償化に続きまして、新たに小中学校の教材費の無償化を実施し、保護者の経済的な負担を軽減し、子供たちが安心して学ぶことができる環境を整えてまいります。

さらに学校給食におきましては、いわ桜小学校の学校給食を美山中学校で共同調理することで業務の効率化を図りつつ、引き続き、安心・安全な給食を提供する体制を構築してまいります。

また、女性相談やDV相談などに対応するため、専任の女性相談支援員をこども家庭センターに新たに配置するとともに、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事や子育て等における不安や負担を抱えた要支援家庭に対して、相談や助言をはじめ家事等の支援を行う、子育て世帯訪問支援事業を開始してまいります。

なお、本年 1 月には、こどもげんきはうすが本庁舎の隣に移転をいたしました。子供たちの姿を間近に見る機会が増え、ほほ笑ましくあるとともに、山口市の未来を担うその姿を大変頼もしく感じているところでもございます。そこで、その子供たちがより健やかに成長できるよう、げんきはうす前のみんなのげんき広場に、子育て応援のシンボルとなります大型遊具等を整備してまいります。

次に、8 ページの健康寿命の延伸と高齢者の活躍では、健診事業の無償化については、

病気の予防、早期発見、早期治療のための受診率向上につながり、引き続き健康寿命の延伸を図る取組として推進してまいります。

新たに開始する事業といたしましては、山県薬剤師会と連携をし、重複、多剤服用者に対してその健康リスクを伝え、適正な服用を支援する事業を進めてまいります。

また、新たに介護事業所等情報集約システムを導入し、空き情報等を迅速に一般公開することで、施設入所等における市民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、9ページの未来を見据えた力強く豊かなまちづくりでは、先ほど申し上げましたが、東海環状自動車道の西回りルートが夏頃には名神高速道路まで開通予定となり、今後さらなる交流人口の拡大が期待されます。

この風光明媚な山県市が持つ魅力をさらに発信するために、新設いたします山県アウトドアツーリズムセンターを拠点に、地域資源を生かした体験型アクティビティなどを展開し、地域活性化につながる北部地域観光魅力化事業を開始いたします。

さらに、事業者の持続的な発展と市内経済の活性化のための中小企業活性化補助金につきましては、省力化や技術水準向上を図る研修費への補助を新たなメニューに加えて、継続して支援を実施してまいります。

また、引き続き公共インフラの強靱化を図り、災害に強いまちづくりを進めていくとともに、従来から行っている住宅等における耐震診断や耐震補強工事に加えて、新たに住宅の倒壊から市民の生命を守るため、一定の要件を満たす木造住宅における耐震シェルター、ベッドの設置に対する補助を開始いたします。

次に、10ページの地域課題の解決に向けたD X、G Xの推進でございます。

デジタル技術を活用するD Xでは、一部の窓口で導入している書かない窓口を本庁舎全課で展開し、来庁者のさらなる利便性の向上を図ってまいります。

また、総合体育館トレーニングジムまるとD X事業につきましても、入退室管理とA Iカメラによる自動危険検知等システムを整備し、利用者の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

さらに、避難所でもあります地区公民館におきましては、W i - F i 環境を整備し、災害時においても安定した通信環境が提供できるよう事業を実施いたします。

次に、脱炭素社会を目指すG Xといたしましては、従来の取組に加え、P P Aモデル太陽光発電設備等設置事業補助金につきましては、公共施設だけでなく、民間施設への設置についても新たな対象とし、補助を行ってまいります。

また、化学肥料や農薬を使わない環境に配慮した農業を推進するオーガニックビレッジ宣言に向けた取組といたしまして、有機米の実証実験や計画策定を実施し、山県市立

保育園給食に有機米が提供できるよう、有機農業推進事業を展開してまいります。

最後に、その他といたしまして、11ページでは、デジタル田園都市国家構想交付金から名称変更となりました、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した地方創生事業について、補助の類型ごとにまとめて表示をいたしております。

従来からの事業に加え、本市の魅力を最大限に生かしながら、地域の活性化につながる新規事業を計画いたしております。

なお、補正予算に計上しております、避難所の生活環境改善事業につきましても、この新しい地方経済・生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型を活用し事業を実施してまいります。

12ページには、アナログ規制点検・見直し対応支援業務委託料のほか、自転車用ヘルメットの購入補助金を新たに予算計上いたしております。

当初予算は以上でございます。

次に、資料ナンバー1の条例案件について御説明をいたします。

資料ナンバー1の21ページでございます。

議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例は、情報化の業務を所管替えし、事業の積極的推進と効率的かつ効果的な行政運営を図る体制を整備するため、改正するものでございます。

次に、23ページ、議第20号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例は、山県市いわ桜コミュニティセンターの完成に伴いまして、美山支所の位置を従来の位置へ戻すため、改正するものでございます。

次に、24ページ、議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例は、放課後児童クラブ事務を所管替えすることに伴い、改正するものでございます。

次に、25ページ、議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、国に準じて適切な措置を講ずるため、改正するものでございます。

次に、28ページ、議第23号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国に準じて適切な措置を講ずるため、改正するものでございます。

次に、35ページ、議第24号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、地域おこし協力隊の給与について、国の改正に準じ、支給できるようにするなど、改正するものでございます。

次に、38ページ、議第25号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険税の所得割額等の見直しをするため、改正するものでございます。

次に、40ページ、議第26号 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例

は、みやまジョイフル倶楽部図書室を廃止するため、改正するものでございます。

次に、41ページ、議第27号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、山県市いわ桜コミュニティセンターの設置及び管理に関する事項について、必要な事項を定めるため、改正するものでございます。

次に、43ページ、議第28号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国の基準等が一部改正されたことに伴い、施設の運営等に関する要件を満たすことができるよう、改正するものでございます。

次に、44ページ、議第29号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、放課後児童クラブ事務の所管替えに伴い、改正するものでございます。

次に、45ページ、議第30号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、根拠省令が改正されたことに伴い、条ずれが生じたため、改正するものでございます。

次に、46ページ、議第31号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、関係省令の施行に伴い、改正するものでございます。

次に、48ページ、議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例は、施設の設置及び管理に関する事項について、必要な事項を定めるため、新たに本条例を定めるものでございます。

次に、52ページ、議第33号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、北部地域の拠点整備事業で新たに整備した公園の名称を山県市いわ桜ニコニコ公園として追加するため、改正するものでございます。

次に、53ページ、議第34号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例は、水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、水道技術管理者等の資格要件等を見直すため、改正するものでございます。

次に、57ページ、議第35号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、関係政令の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、59ページ、議第36号 山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、関係政令の一部が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、資料ナンバー5の補正予算について御説明申し上げます。

議第37号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）は、1億3,071万4,000円を減額し、総額を159億9,299万3,000円とするほか、繰越明許費と地方債の補正でございま

す。

その主な内容は、実績見込み等による減額でございますが、増額は、国の補正予算を活用し実施し、避難所等での快適なトイレ環境構築のためのラップ式トイレの搭載が可能な多目的車両2台や、炊き出し用資材の購入など、避難所の生活環境改善事業に4,112万1,000円、障がい者自立支援給付費2,500万円、消防事務委託料1,409万円、普通交付税増額に伴う減債基金積立て5,212万3,000円のほか、前年度精算返還金などとなっております。

なお、今般の補正により、財政調整基金繰入金を2億4,088万3,000円減額いたしております。

特別会計では、議第38号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護報酬改定に伴うシステム改修費113万9,000円の増額のほか、実績見込みによる減額により1億66万1,000円の減額となっております。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、その他案件3件について御説明いたします。

資料ナンバー7の議第46号 山県市こども計画の策定につきましては、こども基本法第10条第5項に基づくこども大綱等を勘案し、市として統一的な子育て支援施策実施のための計画として定めるもので、山県市議会基本条例第15条第1項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

資料ナンバー8の議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定につきましては、現行計画がおおむね20年間の計画期間の満了に伴い策定するもので、山県市議会基本条例第15条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー9をお願いします。

議第48号 北山辺地総合整備計画の変更は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切な御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時55分散会

令和7年3月10日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 3月10日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和7年3月10日

日程第1 議第49号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）

日程第2 質 疑

議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

議第23号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

議第25号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第26号 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につい
て

議第27号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

議第28号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議第29号 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について

議第30号 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第31号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について

議第33号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

- 議第34号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第38号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第39号 令和7年度山県市一般会計予算
- 議第40号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第41号 令和7年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第42号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第44号 令和7年度山県市水道事業会計予算
- 議第45号 令和7年度山県市下水道事業会計予算
- 議第46号 山県市こども計画の策定について
- 議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定について
- 議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第49号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 委員会付託

- 議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
議第46号	山県市こども計画の策定について
議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1	議第49号	令和 6 年度山口市一般会計補正予算（第10号）
日程第 2	質 疑	
	議第19号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第20号	山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
	議第21号	山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
	議第22号	山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
	議第23号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第24号	山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
	議第25号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第26号	山口市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につい て
	議第27号	山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
	議第28号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
	議第29号	山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
	議第30号	山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第31号	山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について
	議第32号	山口市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
	議第33号	山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について
	議第34号	山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
	議第35号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて
	議第36号	山口市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の 一部を改正する条例について

議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
議第46号	山県市こども計画の策定について
議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 委員会付託

議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について
議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

	護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山口市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山口市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山口市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山口市一般会計予算
議第40号	令和7年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山口市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山口市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山口市下水道事業会計予算
議第46号	山口市こども計画の策定について
議第47号	山口市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子

1 1 番 山 崎 通
1 3 番 武 藤 孝 成

1 2 番 吉 田 茂 広

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦
企画財政課長	丹 羽 竜 之	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境課長	服 部 裕 司	福祉課長	岩 田 豊 実
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産課長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	浅 野 浩 昭	学校教育課長	平 工 雅 之
生涯学習課長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男	書 記	大 野 幹 根
書 記	山 口 真 理		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

○議長（吉田茂広） 日程第1、議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げます。

資料ナンバー11の議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に2,970万円を追加し、その総額を159億5,969万3,000円としようとするものでございます。

8ページの歳出をお願いいたします。

本補正予算は、災害時における避難所の環境整備及び熱中症対策として市内小学校の体育館に空調設備を整備するための設計委託料を追加するものでございます。

財源は、7ページの歳入のとおり、緊急防災・減災事業債2,640万円の借入れと財政調整基金を330万円繰り入れることとしております。

また、本業務が年度を跨ぐことから、4ページ、繰越明許費を追加しております。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切な御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第2 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）までの31議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、質疑を行います。日本共産党の吉田昌樹です。よろしくお願いいたします。

議第27号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、理事兼総務課長にお伺いします。

資料1の41ページ、コミュニティセンターの管理を教育委員会から市長に変更する理由についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

令和4年8月に、伊自良支所、伊自良中央公民館、伊自良老人福祉センターを統合いたしまして、伊自良コミュニティセンターを設置し、その中に設置したものでございます。

それを機に、令和6年6月には社会教育法に規定される公民館をコミュニティセンター化することで、より柔軟な運用が可能となるよう、高富中央公民館と美山中央公民館をそれぞれコミュニティセンターとして、管理運営はそのまま教育委員会で行うこととしてまいりました。

このたび、新たに公民館機能を有しませんいわ桜コミュニティセンターが完成することに伴いまして、同時に、その管理主体を市長とするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市長に変更することで、今後期待される住民サービスの向上や住民の使用に係るメリットについてお伺いします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えいたします。

住民によるメリットといいますか、社会教育法に定められる公民館では、公民館の事業とか公民館の運営方針について規定されておりまして、公民館は次の行為を行ってはいけないという内容の中に、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することに関しては行ってはいけないという規定もございます。

ということで、営利目的に公民館を利用することが好ましくないということから、そういったことに対しても柔軟な対応ができるよう公民館をコミュニティセンターとすることで、運用が柔軟化されるということになると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございました。

次の質問に移ります。

議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について、理事兼総務課長にお伺いします。

資料1の48ページ、観光案内所の設置理由と具体的な運用内容について、設置費用（土地購入費、撤去費、建設費等）についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

観光案内所の設置目的といたしましては、自然豊かな山県市北部地域にはグリーンプラザみやまをはじめ、円原の伏流水、農家レストランおんせえよお～、空き家をリノベーションしたコワーキングスペースなどの神崎よってちょ、こだわりコーヒーのカフェ、葛原の農泊施設、名山めぐりなど、様々な魅力的なスポットが点在しております。

多くの方に訪れていただいておりますが、それぞれの情報を集約して発信できる場所として、また、観光に来ていただいた方にごみ捨てや駐車場に関するマナーの向上にもつながっていただける地域課題解決型の観光案内所となることを目的といたしまして、整備を進めてまいりました。

土地の購入費は、建物を含めて225万9,000円、解体費用が385万円、建築関係の費用は、まだ精算が終わっておりませんが、約5,330万円、その他の手続等の費用を含めて、全体で約5,950万円余りとなる見込みでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再質問します。

管理運営の業務の委託や指定管理者についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

現在のところ、管理運営に関しましては、地域おこし協力隊を予定しております。

指定管理については、将来的に自立が見込めるような形となった場合に、指定管理についても検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございました。

次の質問に移ります。

議第33号 山口市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、理事兼総務課長にお伺いします。

資料1の52ページですが、いわ桜ニコニコ公園の名称の選定についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

今回の名称については、市内に在住、在勤、在学の方を対象にしまして、令和6年12月20日から令和7年1月13日までの25日間、ホームページによって公募を行いました。

応募があったのが37件で、その37件の中から市内の住民代表者会議、自治会連合会の会議ですけれども、そこで候補を選定いただきまして、それを市のほうで最終的に決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 再質問させていただきます。

現在整備中のいわ桜ニコニコ公園の暫定供用の時期と内容についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 再質問にお答えします。

供用開始は4月1日を目指しておったんですけれども、芝生の養生とか遊具の設置に関して、一部年度を越えてしまうという見込みとなりましたので、正確な予定日はまだ決定しておりません。

3月27日にコミュニティセンターの開所式を行いたいと思いますので、そのときに一定の完成は見込めるんですけれども、一部工事が残りますので、来年度の供用開始になると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で吉田昌樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）までの31議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 3 委員会付託

○議長（吉田茂広） 日程第 3、委員会付託。

議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議第49号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）までの31議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日水曜日は総務産業建設委員会、13日木曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。予算決算特別委員会は各常任委員会が終了した後に開催いたします。17日月曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時12分散会

令和7年3月17日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和7年第1回

山県市議会定例会会議録

第3号 3月17日（月曜日）

○議事日程 第3号 令和7年3月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	河合雅俊	2番	川島亜也
3番	吉田昌樹	4番	武藤行儀
5番	田中辰典	6番	奥田真也
7番	寺町祥江	8番	古川雅一
9番	加藤義信	10番	操知子
11番	山崎通	12番	吉田茂広
13番	武藤孝成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優	副市長	久保田裕司
教育長	服部和也	理事兼 総務課長	谷村政彦
企画財政 課長	丹羽竜之	税務課長	安達俊樹
市民環境 課長	服部裕司	福祉課長	岩田豊実
理事兼 健康介護課長	森正和	子育て支援 課長	正治裕樹
農林畜産 課長	福井淳	水道課長	藤根勝
建設課長	棚橋和夫	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉
会計管理者	浅野浩昭	学校教育 課長	平工雅之

生涯学習課 大 西 義 彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 書 記 大 野 幹 根
書 記 山 口 真 理

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり1点質問をさせていただきます。

豪雪災害についての対応についてお尋ねします。

まず、冒頭、豪雪被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、災害時に御尽力いただいた行政職員の方々、また、ボランティアで被害に遭われた地域で活動していただいた皆様に心から敬意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。

山県市によると、2月6日の豪雪により市内の伊往戸地区、日原地区の一部や谷合地区の一部で孤立状態が発生しました。2月9日まで住民の孤立状態が続いたそうです。また、同日、山県市北部中心に、雪の影響による倒木などにより広範囲で停電が発生しました。市によると、最終的に市内における停電の全戸復旧は、4日から5日の時間を要したと聞いております。

また、住民の話によると、過去に、昭和56年豪雪、このとき積雪1メートル以上、平成18年豪雪の折には、積雪1メートル以上（このとき旧美山北中学校の体育館が雪の重みにより崩落した）とあり、それよりも降ったんじゃないかとお話がありました。

また、大雪後、美山地域を見回りましたら、住宅の被害も何軒か見受けられました。例えば屋根にブルーシートがかかった住宅や軒が壊れた住宅がありました。また、カーポートが雪の重みにより柱が折れ、潰れていました。皆、スコップを持ち雪かきをする姿が強く印象に残りました。

そこで、5点お尋ねいたします。

まず1点目、今回の豪雪時の現時点で被害状況はいかがか、理事兼総務課長にお尋ねします。

2点目、福祉課長にお尋ねします。

高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業の問合せと実施状況についてお尋ねします。

3点目、昭和56年豪雪によると、森林被害がかなり出たと聞いておりますが、今回の豪雪による森林被害についてどのように把握されるのか。その仕方について、農林畜産課長のお考えをお聞かせください。

4点目、美山地域の方々から、停電予防のため木を事前に切ってほしいと要望をよく聞きますが、そのため予算の拡充をしたほうがよいのではないかと考えますが、以前、同僚議員が質問しましたが、今後の停電の原因の沿道沿いの木の伐採計画について、理事兼総務課長にお尋ねします。

5点目、人口減少や高齢化が進む中、自助、共助をどう高めるか、理事兼総務課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

私からは、質問の1点目と4点目、5点目についてお答えさせていただきます。

御質問の1点目、今回の豪雪時の被害状況についてでございますが、私からは、主に停電と孤立被害の2つの観点から、こういった状態であったかをお答えいたします。

まず、停電についてでございます。

2月6日午前3時頃に谷合で発生し、以降、富波、西武芸及び北武芸の一部、乾の一部と、次々に範囲が広がり、その後も北山、葛原の一部と美山地域全域にわたりまして、各所で停電が発生いたしました。

最大時での停電戸数は、中部電力の停電情報ページで600戸を超えていた時間帯があったと記憶しております。

短時間で復旧したところもあれば、停電と復旧を繰り返した区域もあり、全域で復旧したのは、2月10日月曜日の午前1時50分頃、神崎地区が最後だったと思います。

長時間の停電により携帯電話のバッテリー切れを心配する声も届きましたので、その対応といたしまして、ポータブル電源や発電機を自治会にお持ちしたり、7日の夕方には、美山地域においても、電気が通じておりました美山コミュニティセンターを、充電と暖が取れる自主避難所として開設いたしました。

次に、孤立被害についてでございます。

詳細な時間は不明ですが、2月6日木曜日の午前中に、北山地区、日原の一部で1世帯2名、伊往戸で3世帯5名が、倒木などにより除雪が届かなかったことで孤立状態となりました。日原については、2月8日土曜日午後2時半頃に、伊往戸地域においても2月8日午後8時頃に、いずれも除雪が完了し、孤立状態が解消いたしました。

最後に、谷合地区の1世帯1名については、2月8日午後4時40分頃、県の防災課から連絡が入りまして判明した事案でございますが、翌9日日曜日には除雪も完了し、市内全域で孤立状態は解消されました。そのほかにも、一時的な孤立状態があったということは認識いたしております。

申し上げました孤立状態については、御家族や自治会長と連絡が取れておりましたので、間接的ではございますが、安否確認は可能な状況でございました。

御質問の4点目、停電の原因とされる沿道の樹木伐採計画についてでございますが、昨年度から、県と中部電力の財政支援を受けまして、県管理道路沿いの樹木事前伐採事業を実施いたしております。

この事業は、県が管理する道路沿いで、倒木により電線が被害を被りそうな樹木をあらかじめ伐採するもので、中部電力と一緒に現地を確認し、優先的に実施すべき区間を選定して、山林所有者の御承諾を得られた区間を計画的に伐採いたしております。

今回の豪雪では多くの箇所倒木があり、その全ての区間で事前伐採を実施することは理想的でございますが、予算確保のほかに、何より山林所有者の御理解や御協力が不可欠でございます。

今後も、財源確保や山林所有者の理解を求めながら、計画的に事業を推進してまいりたいと思います。

御質問の5点目、人口減少や高齢化などの中、自助、共助をどう高めるのかについてでございますが、御承知のとおり、災害時において非常に重要となってくるのが、自分の命は自分で守る、自分たちの地域やまちは自分たちで守るといった、自助、共助の考え方でございます。

自助については、いざというときの備えにつながる意識啓発を行っていく必要があります、共助については、お互いさまの精神で地域住民が協力し、助け合うことができる自主防災組織の活性化を推進していく必要がございます。

現在、自治会などで実施されております防災訓練や防災講座、防災資機材の購入などに要する経費を補助いたします自主防災組織等活動費補助金や、地域の防災リーダーを育成するための資格取得に要する経費を助成いたします防災士資格取得奨励金を活用してもらおうよう、自治会などにPRをいたしております。

また、地域防災力の主力となり得る消防団に関し、消防団活動に対する理解と団員の確保、市民の防災意識の向上を目指して、昨年11月17日に、初めて消防防災フェスタを開催いたしました。

今後も、地域で取り組まれる防災活動や防災士資格取得に対する支援などを継続しな

がら、自主防災組織、消防団、その他の各種団体との連携や協働につながる取組を模索し、自助、共助の意識を高めていけるよう努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業の問合せと実施状況についてでございますが、まず、この事業は、積雪50センチ以上の住宅の屋根雪下ろしに要した経費について、第三者に依頼した場合に限り3,000円の助成を行う事業です。

対象者は、75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1級または2級の方が属する世帯で、18歳以上65歳未満の当該障がい者以外の男性が同居していない世帯、母子または寡婦家庭世帯の生活の一助として助成事業を実施しております。

御質問の、今回の大雪で助成事業の問合せは1件あり、その問合せについての助成を実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、豪雪による森林被害についてどのように把握されるのか、その仕方についてでございますが、現在、林道には積雪があるため倒木等の調査ができない状況にあります。

今後、融雪が進んだ地区から林業事業体からの情報収集を行うとともに、雪害木の調査に入り、基幹林道である峰越林道を中心に倒木や崩土除去を実施していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 1について、よく理解できました。

問4について、今後とも樹木の伐採を力強く進めていただきたいと思います。期待しております。

問2と3と5について再質問いたします。

まず、問2、実施状況のほうは、福祉課長、よく分かりました。

実際、豪雪後に、地元美山地域にて私も雪下ろしを業者に頼んで雪をかいていただいた高齢者の方何人かにお話をお聞きしましたが、助成金のことは知らず、助成金は活用

していないそうでした。また、雪かきをなかなか引き受けていただける方もいないとお聞きしました。以前は引き受けていただいていた方も高齢になり、できなくなったともお聞きしました。また、高齢者の方で、生活に余裕がなく、なかなか屋根の雪下ろしが業者に頼めないともお聞きしました。

近隣市町の関市のほうは、高齢者世帯等住宅屋根雪下ろし事業があり、洞戸、板取地域を対象に、おおむね70歳以上の方を対象に、年3回、上限額2万円とホームページに書いてあります。山口市と比べると助成金額が大分違うことが分かります。

以前、私も助成金額について見直しをと質問させていただきましたが、改めてお聞きします。

そこで、再質問いたします。

今回の豪雪を踏まえて、豪雪地域である美山地域ではさらに高齢化が進み、年金生活者が多い中、業者の見積りを調査し、総合的に考え、助成金額などを見直せないか、福祉課長にお尋ねします。

3点目、農林畜産課長の答弁の内容から察すると、雪解けを待ってから林道上の崩土、落石除去と倒木処理を行って、林道が開通してから、基幹林道を通行して目視で雪害木の調査に入るということで解釈してよろしいでしょうか。

再質問5点目、自治会などで実施されております防災訓練や防災講座、防災資機材の購入などに要する経費を補助する自主防災組織等活動費補助金について、再質問いたします。

例えば発電機などを購入した場合、自治会内で誰がメンテナンス管理するかなど、問題が出てくると市民の方にお聞きしております。自治会が管理しやすい仕組み、また、補助金の率を上げて自治会などが補助金を活用しやすいようにできないか、お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 岩田福祉課長。

○福祉課長（岩田豊実） 再質問にお答えします。

御質問の業者の見積りを調査し、総合的に考え、助成金額など見直せないかについてでございますが、平成18年5月1日に高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業を施行しておりますが、助成金額は3,000円から変更しておりません。

ここ近年の物価高騰などを踏まえますと、議員の御指摘のとおり、業者の見積り調査をし、同様の助成事業を実施している近隣市町村の助成事業を参考にし、検討してまいります。

なお、助成事業の周知につきましては、現在、広報紙やホームページへの記載を行っ

ているところですが、市民の皆さんに知っていただけるよう工夫してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 再質問にお答えします。

季節が移り変わる３月末には融雪が進みまして、まずは基幹林道での調査を実施する予定でございます。

その後、ほかの路線につきましても、林業事業体の皆様から情報共有しながら、必要に応じて倒木等の処理を実施していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 自主防災組織等活動費補助金の再質問についてお答えいたします。

今回の大雪による停電被害で、改めて市民生活において電気がいかに重要であるかを痛感いたしました。

停電すると、明かりはもとより、暖を確保するためのファンヒーターやこたつも機能せず、健康被害にもつながりかねません。せめて御家族や自治会の方々との連絡が可能であれば、不安感は少しは和らぐのではないかと思います。安否確認の手段の１つとなります携帯電話については、停電が発生しても、しばらくは携帯電話キャリアの通信が可能でございますが、携帯電話本体のバッテリーの蓄電量が減少し、バッテリー切れとなれば、それもできなくなります。

今回、電源確保のため、複数の自治会等にポータブルバッテリーや発電機をお届けいたしました。数も限られており、何より届けるための人員確保が困難でございました。

そこで、ポータブルバッテリーや発電機を個人単位で備えていただくことが理想的ではございますが、高額なものですので、自治会や自治会連合会などの単位で、被災時に電源の確保ができるよう、自主防災組織等活動費補助金を活用していただくなどしてバッテリーや発電機を調達していただけると、不安解消にもつながるものではないかと思っております。

現在、当該補助金交付要綱の防災資機材の購入については補助率が３分の２で、限度額20万円でございますが、保守や管理についても、自治会の意向も確認しながら、制度の見直しなどについても検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 田中辰典議員。

○5番（田中辰典） 2について、見直しを切にお願いいたします。

5の補助率の検討、制度の見直しについても期待しております。

問3について、農林畜産課長に再々質問いたします。

御答弁ありがとうございました。

融雪後に基幹林道を優先し、その後に、ほかの林道については、林業事業体からの情報を共有して、林道上の倒木除去を実施されることはよく分かりました。

森林の豪雪被害についてですが、林道の倒木、落石等の除去後に林道沿いの調査を行い、森林整備事業や治山工事等の事業者である林業事業体からの情報をも含めて森林被害の把握と考えられておられるようですが、林道が開設され森林整備事業が行われているということは、林道周辺の森林は比較的に間伐等の整備がなされている、あるいは行われつつある林部だと思われます。

しかし、豪雪の被害は、整備の行き届いた森林よりも、間伐等の手入れが行き届いていない森林のほうが被害が大きいのではないのでしょうか。そのことから、林道沿線だけでなく、林道の開設されていない奥地の森林について、ドローン等を活用して調査をする必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農林畜産課長に再々質問をさせていただきます。

今月改定予定の第2期山県市国土強靱化地域計画（案）の中に、制御不能な複合災害、2次災害を発生させないとして、想定されるリスクに農地、森林などの荒廃による被害の拡大と記載があります。今回の豪雪による森林被害の把握は、2次災害を発生させない、農地、森林などの荒廃による被害の拡大への対応に該当するのではないのでしょうか。

平成30年7月の西日本豪雨では、森林からの流木が橋梁に詰まったことで、浸水や土石流被害を増大させた一因とされており、近隣自治体でも、関市の津保川の氾濫は、橋脚や欄干に流木が引っかかったことが氾濫時間を早め、浸水区域を拡大し、橋梁の流出、護岸の損壊につながり、水道等ライフラインの復旧が長引いたことが報告されています。

そのことから、今回の豪雪による森林被害の把握は必須で、倒木、折損木があれば、梅雨等の豪雨時期までに早急に溪流、沢等沿いの倒木、折損木の除去を行い、雪害の被害状況と今後の豪雨等の状況によっては、当市内だけでなく、下流自治体にも被害を及ぼしかねないと懸念されますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（吉田茂広） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳） 再々質問にお答えします。

市内の未整備林部における倒木等の豪雪被害の把握及びその処理についてでございます。

すが、山県市の森林面積は約1万8,000ヘクタールございます。その中で、整備されている森林部は約4,000ヘクタールほどでございますので、差引き8割の1万5,000ヘクタールが人工未整備林、もしくは天然林であるというのが現状でございます。

仮に議員御提案のドローンによる調査を実施し、林道が開設されていない奥地で倒木を見つけたとしても、搬出手法や限られたマンパワーの中で、その処理は困難であると想定されます。

一方、大雨時に、その被害が複合的要素であるとはいえ、森林内の倒木が2次災害の要因になる可能性は否めません。現在、山県市では令和5年度から県民協働による未利用材の搬出促進事業として、木の駅プロジェクトを実施しており、森林からの木材搬出量は、令和5年度で30トン、令和6年度では50トンとその実績を着実に伸ばしており、2次災害要因排除の一助としても、今後もその規模を拡大していきたいと考えております。

山県市としましては、引き続き森林整備の拡大を図り、荒廃を防ぐとともに、森林事業体から構成する山県市森づくり会議会員の方、あるいは市民の皆様の情報を共有し、健全な森林づくりを推し進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 以上で田中辰典議員の一般質問を終わります。

通告順位2番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

改正マイナンバー法による「短期保険証の廃止」について、市民環境課長にお尋ねします。

2024年12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証に一本化されました。改正マイナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、紙の保険証の廃止が決められたことに伴い、国民健康保険や後期高齢者医療制度において、保険料（税）滞納者に対して発行されていた短期被保険者証（短期保険証）も廃止されることになりました。

短期保険証がなくなること、滞納者がいきなり10割負担を求められるのではないかと、滞納世帯の子供や生活困窮者を短期保険証で救う仕組みもなくなるのではないかと懸念が出されて、日本共産党もこの問題を重視し、保険資格がありながら保険診療が受けられないことが決してあってはならないと、倉林明子議員が度々質問で取り上げてきました。参議院厚生労働委員会、2023年3月17日、同4月20日、同6月1日、同6月8

日。

これらの質問に対する厚労省の答弁は、国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに、短期保険証は廃止されるものの、今回の措置によって、保険診療が受けられない人を新たに生み出すことがないようにしっかり対応する旨の次のようなものでした。

1、今回の法改正で1年以上の滞納者に対する特別療養費の支給の仕組みは残したが、それを規定した法条文、国保法第54条の3、高齢者医療確保法第82条を一部改正し、市町村には滞納制裁を発動する前に、納付の勧奨、相談機会の確保、その他の保険料の納付に関する取組を行うことを義務づけました。短期保険証が廃止されても、この条文に基づいて、滞納者と接触の機会を設けるようにし、保険料納付が困難な特別な事情がないか確認することを自治体に求める、その手続の詳細を定めた通知等を発令する。

2、特別療養費の支給となった世帯の子供や受診の必要性を訴えてくる滞納者には、臨時に資格確認書を交付し、3割負担などで医療を受けられるようにする。マイナ保険証の場合も電子情報を速やかに書き換え、3割負担などで医療を受けられるようにする。

そして、上記1の手続の詳細を定めた厚労省国保課長の通知（令和6年9月20日保国発0920第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長、国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて）は、特別療養費の支給、すなわち10割負担について、それは事業の休廃止や病気など、保険料（税）を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主等に対し、納付相談の機会を確保するため行うものであることを強調し、機械的な運用はせず、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うものであることを何度も記述しています。

その上で、通知は、特別療養費への切替えを控えるべき特別な事情として、災害、盗難、世帯主や家族の病気・負傷、事業の廃止・休止、事業における著しい損失、それらに類する事由などを具体的に挙げ、これらの事情がない場合に限って10割負担が適用される旨を強調しています。

さらに、通知では、特別療養費支給に係る留意点として、いきなり10割負担を適用するのではなく、滞納世帯に納付勧奨のための通知を送ったり、自治体職員による電話や訪問を行ったり、対面、電話による納付相談の機会を持つようにすることを記述、そして、滞納者と接触できた場合には、よく生活実態を把握するとともに、保険料（税）減免や徴収猶予の制度があることを知らせ、生活保護や多重債務問題等の庁内相談の窓口を知らせる等、生活困窮を救済する制度を紹介するよう自治体に要請しています。

この間の法令改定で、被保険者証（保険証）の返還を自治体に義務づけた根拠条文が

なくなるとともに、10割負担発動前に納付の勧奨や相談機会の確保を行うよう自治体に義務づける条文が盛り込まれたこと、その法律に基づく厚労省通知が納付相談による保険料（税）減免の適用や福祉との連携を強調するようになったことなどは注目すべき変化です。

山口市においても、この間の法令改定と、法律に基づく厚労省国保課長の通知の趣旨に基づき運用することが重要です。

市民環境課長にお尋ねします。

1、令和4年度、令和5年度の国民健康保険や後期高齢者医療制度において、保険料（税）滞納者に対して発行されていた短期保険証、資格証明書の発行状況について。

2、2024年12月2日の健康保険証の新規発行停止、改正マイナンバー法による短期保険証の廃止及び厚労省国保課長の通知に伴い、山口市の令和6年度の国民健康保険や後期高齢者医療制度において、保険料（税）滞納者に対して発行されていた短期保険証、資格証明書の発行状況について、4月1日から7月31日まで。資格証明書に代わる8月1日以降の電子情報を書き換えたマイナ保険証、資格確認書（特別療養）の発行状況について。

3、厚労省国保課長の通知は、滞納者（世帯）に保険料（税）減免や徴収猶予の制度があることを知らせ、生活保護や多重債務問題等の庁内相談の窓口を知らせるなど、生活困窮を救済する制度を紹介するよう自治体に要請していますが、山口市の対応や相談状況、その後の保険料（税）の減免や徴収猶予、生活保護の利用状況等、生活困窮を救済する制度の利用状況について。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、令和4年度、5年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納者に対する短期被保険者証及び資格証明書の発行状況についてでございますが、国民健康保険では、短期被保険者証を令和4年度末時点で77世帯117人、令和5年度末時点で62世帯95人に発行し、資格証明書につきましては、令和4年度末時点で16世帯16人、令和5年度末時点で16世帯18人に発行いたしました。

後期高齢者医療制度では、短期被保険者証を令和4年度末時点で9人、令和5年度末時点で11人に発行いたしました。資格証明書の発行はございません。

御質問の2点目、令和6年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納者に対する短期被保険者証及び資格証明書の発行状況につきまして御説明します。

国民健康保険では、令和6年4月1日から7月31日の末時点では、短期被保険者証を52世帯80人、資格証明書を12世帯14人に発行しております。

また、令和6年8月1日から12月1日までの12月1日時点でございますが、短期被保険者証を63世帯106人、資格証明書を12世帯13人に発行しております。12月2日以降の特別療養費に係るマイナ保険証の電子情報書換え及び資格確認書（特別療養）の発行はございません。

後期高齢者医療制度の短期被保険者証につきましては、令和6年8月の初回発行時に16人、11月の更新時に10人に発行いたしました。特別療養費に係る資格証明書及び資格確認書（特別療養）の発行はございません。

御質問の3点目、山県市の相談状況や徴収猶予、生活保護の利用状況及び生活困窮を救済する制度の利用状況についてお答えいたします。

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付に係る相談につきましては、市民環境課及び税務課徴収対策室にて、通常の開庁時間のほか、休日の窓口、夜間窓口でも受付しているところでございます。また、督促状発送後、滞納が解消されない滞納者につきましては、催告書や納付相談のお知らせの送付を行い、納付勧奨を行っております。

納付相談時には、分納相談のほか、保険料額の算定に関わる事項につきまして確認を行い、該当であれば申請を促しております。

納付猶予につきましては、該当者はございません。

生活保護の利用状況につきましては、福祉課に確認をしたところ、令和6年2月末時点で105世帯120人となっており、生活困窮を救済する制度につきましては、相談内容に応じまして、福祉課と連携して対応を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市民環境課長に再質問いたします。

御答弁のように、生活困窮による保険料（税）の滞納者に対して、従来から丁寧な対応をされていることが分かりました。今後も引き続き税務課や福祉課と連携して対応をお願いしたいと思います。

昨年12月2日から新規保険証の発行停止を受けて、まだ間もないこともあり、国民健康保険と後期高齢者医療制度において、短期保険証の発行停止によるマイナ保険証10割負担や、資格確認書（特別療養）での医療機関窓口での10割負担の増加等の変化については把握しづらいのが現状のようです。

紙の保険証が法律上廃止された後も、ペナルティーの仕組みは残されており、今後も

生活困窮者が10割負担を強いられる事態は起こり得ます。また、10割負担に至る前の緩衝材だった短期保険証がなくなること、生活困窮による滞納者からの受療権剥奪が一層深刻になる可能性も存在します。

その一方、改正マイナンバー法で短期被保険者証に係る記述が全て削除されたことを受け、旧国民健康保険法第9条などに置かれていた1年以上の滞納者に保険証の返還を義務づける規定がなくなるとともに、10割負担発動前に納付の勧奨や相談機会の確保を行うよう自治体に義務づける条文、国保法第54条の3、高齢者医療確保法第82条が盛り込まれたこと、その条文に基づく厚労省国保課長の通知が納付相談による保険料（税）減免の適用や福祉との連携を強調するようになったことなどは注目すべき変化です。

市民環境課長にお尋ねします。

1、厚労省国保課長の通知では、特別療養費支給に係る留意点として、いきなり10割負担を適用するのではなく、滞納世帯に納付勧奨のための通知を送ったり、自治体職員による電話や訪問を行ったり、対面、電話による納付相談の機会を持つようにすることの記述があります。この具体的な施策についてお尋ねします。

2、そして、滞納者と接触できた場合には、よく生活実態を把握するとともに、保険料（税）減免や徴収猶予の制度があることを知らせ、生活保護や多重債務問題等の庁内相談の窓口を知らせる等、生活困窮を救済する制度を紹介するよう自治体に要請しています。この具体的な施策についてお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、特別療養費支給に係る留意点としての具体的な施策についてでございますが、国民健康保険事業では、滞納世帯に対しまして、税務課徴収対策室による催告書の発送、後期高齢者医療制度では、滞納者に対しまして、納付相談のお知らせを発送し、納付勧奨を行っております。今後、市民環境課国保年金係による納付勧奨通知、特別療養費の事前通知を発送することとなっております。あわせて、滞納者、滞納世帯に対しましては、電話や訪問を行い、対面、電話による納付相談の機会を持っているのが現状でございます。

国民健康保険税の滞納者が来庁された場合には、特別療養費について掲載されたチラシを配付いたしまして、丁寧に内容を説明し、今後、相談や納付の確認ができない場合は、特別療養費の事前通知の送付を行います。それでも相談や納付の確認ができない場合には、特別療養費、医療機関等の窓口10割の対象者となると、全額自己負担となる旨を伝えまして、継続した支払いを求めているところでございます。

様々な相談状況がございますが、やむを得ない事情により納付できないや、分割納付の相談があった場合には、税務課徴収対策室と一緒に相談を受けているところがございます。

再質問の2点目、滞納者と接触できた場合の具体的な施策でございますが、議員御指摘のよく生活実態を把握する、保険料、保険税の減免や徴収猶予の制度周知、生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知、生活困窮を救済する制度の紹介につきましては、先ほど申しましたとおり徴収対策室と連携をして各種文書の通知を発送し、その後に電話や訪問を行い、対面等による納付の相談の機会を持って対応しているところがございます。内容につきましては、福祉課などとも情報を共有いたしまして、丁寧に行っているところがございます。

以上で再質問による答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） ありがとうございました。

引き続き窓口で丁寧な対応を行っていただいて、生活困窮による保険料（税）の滞納者に対して、生活実態を把握し、納付相談による保険料（税）の減免の適用や福祉課との連携を行っていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

山県市の耐震診断や耐震改修工事の補助制度について、建設課長にお尋ねします。

2024年1月の能登半島地震では、建物の倒壊などによる直接死が228人に上りました。全壊住宅約6,000棟のうち約7割は石川県輪島市と珠洲市に集中しますが、両市の住宅耐震化率は約50%と全国平均の87%を大きく下回ります。跡継ぎがいない高齢者が高額な耐震改修に踏み切れないことが背景にあります。命を守るために耐震改修の必要性が強調されています。

能登半島では、2007年にも輪島市などで最大震度6強の地震が発生し、自治体は耐震化の必要性を訴えてきました。同市は2020年、耐震化率90%の達成に向け約4,200棟の改修が必要と試算し、戸別訪問などで啓発に取り組みましたが、住民の反応は鈍く、市が把握する2020年から22年度の改修工事は28件にとどまります。

市の担当者は、跡継ぎがおらず、あと何年住むか分からない家を耐震化しようとは思わない高齢者も多いと言います。能登半島は大きな住宅が多く改修費が高額になりがちなことも、耐震化に踏み切れない要因とされます。

国土交通省によると、輪島、珠洲両市と穴水町で調査した木造建築物約4,900棟のうち、1981年以前の旧耐震基準を満たす建物の約20%が倒壊しました。一方、改定を経て現在の耐震基準になった2000年以降に造られた建物の倒壊率は1%未満にとどまりました。

81年以前の建設でも耐震改修が行われた建物は倒壊が確認されなかったといえます。

金沢大の村田 晶助教（地震防災工学）は、現在の耐震基準を満たしている限り、能登半島地震クラスの地震が起きても倒壊にはほぼ至らず、人的被害は出ないと分析した上で、耐震化で人命が守られることが結果として表れた。改修したほうが圧倒的によいと強調します。

予算の都合で住宅全体の耐震化が難しい場合、寝室や居間など、滞在時間の長い部屋だけを補強することで費用を抑えられるといえます。

山県市役所建設課は、昨年、住宅の耐震に関するアンケート（一般向け、山県市木造住宅無料耐震診断を過去にされた方向け）を実施しました。

また、岐阜県は、第5期地震防災行動計画（令和7年度から11年度）策定に当たって、令和6年能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しを反映して、4つのテーマを軸に震災対策の見直しの内容を取り入れています。

1、孤立、ライフライン途絶の長期化への対策強化、2、建物の耐震化の促進、3、避難所における生活・衛生環境の改善、4、災害対応における県・市町村間の連携強化。

さらに、岐阜県が発表した令和7年度当初予算案の中で、災害に備えた防災対策の強化として、能登半島地震を踏まえ、住宅耐震改修に係る支援対象に耐震シェルター等を加えるほか、災害時に早期に道路啓開を行うため、資機材を備蓄する道の駅を活用したバックアップ拠点や、河川堤防の応急復旧に必要な土砂の備蓄拠点を整備、また、地域住民の生活環境を守るため、流域下水道、県営水道の強靱化対策等を推進するとしています。

山県市も、令和7年度当初予算案で、新規に耐震シェルター等設置補助金事業が提案されています。

建設課長にお尋ねします。

1、2024年4月以降の木造住宅の耐震診断と耐震改修工事の実施状況について。

2、2024年の住宅の耐震に関するアンケート（一般向け、山県市木造住宅無料耐震診断を過去にされた方向け）の結果について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 御質問にお答えします。

御質問1点目、2024年4月以降の木造住宅の耐震診断と耐震改修工事の実施状況についてでございますが、木造住宅無料耐震診断につきましては、令和6年度当初予算に対して申込みが多数見込まれましたことから、補正予算並びに予算流用により財源を確保

し、最終的に58件の申込みを受け付け、その中で対象要件を満たした51件について診断を実施いたしました。その結果、令和7年2月末時点で全件の診断が完了し、全件が倒壊する危険性が高いとの判定でありました。

また、木造住宅耐震改修工事費補助については、これまでに3件の具体的な相談があり、そのうち1件の申込みを受け付け、1月末には改修工事の完了報告がなされております。

御質問2点目、2024年の耐震に関するアンケート結果についてでございますが、多くの自治会の皆様に御協力いただき、これまでに耐震診断を受診していない市民の方々を対象に住宅の耐震に関するアンケートを令和6年9月に実施した結果、957件の回答をいただきました。また、既に耐震診断を受診済みであるが耐震改修補助制度を利用していない市民の方に対しても令和6年7月にアンケートを実施し、142件の御回答をいただきました。

ここでは、診断未実施の方へのアンケート結果の中で、昭和56年5月以前に着工された、いわゆる旧基準の住宅の方628件の結果と、診断実施済みの方142件へのアンケート結果について、その概要を御説明いたします。

診断未実施の方、診断実施済みの方ともに、世帯主の方の年齢は65歳以上が7割以上であり、また、世帯人数も2人以下が6割以上を占めておりました。

診断未実施の方における無料耐震診断を受けない理由は、「自分たちの代以降、今の住宅に住む予定の人がいない」、「大きな地震が来たら仕方がない」、「改修が必要と診断されても工事をするつもりがない」との回答が主であり、それらは7割弱を占めておりました。

改修が必要と診断されたとしても工事をするつもりがない理由、もしくはしていない理由は、両者ともに「多額の費用がかかるから」、「今の住宅に必要な以上のお金をかけたくない」、「自分たちの代以降、今の住宅に住む予定の人がいない」との回答が主であり、それらは7割以上を占めておりました。

幾らまでなら耐震改修工事を受けたいかについては、診断未実施の方におきましては、149万円以下の回答が約9割を占め、特に100万円から149万円が4割弱で最も多く、その平均値は80万円であるのに対し、診断実施済みの方においては、同様に100万円から149万円との回答が約4割で最も多いものの、それ以上の金額を回答された方も一定割合おられるため、その平均値は180万円でありました。

耐震シェルターにつきましては、診断未実施の方においては、「設置を検討したい」、「検討したいが費用が高額である」との回答が約4割であり、診断実施済みの方におい

ては、同様の回答が約5割と若干高い結果となりました。

なお、市民の皆様に御協力いただいたこのアンケート結果の詳細につきましては、3月中にホームページにて報告させていただく予定であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 建設課長に再質問いたします。

御答弁いただいたように、昨年4月以降、51件の無料耐震診断の結果、全件が倒壊する危険性が高いという結果が出ましたが、改修工事は1件だけでした。

2024年の耐震に関するアンケートには、診断未実施の方から957件の回答があり、そのうち、新耐震基準、または2000年5月以降建築の現行の耐震基準の住宅にお住まいで、各種補助制度の対象にならない方から329件の回答があり、さらに、既に耐震診断を受診済みであるが、耐震改修補助制度を利用していない方から142件の回答があったことは、住宅の耐震に関して関心が深いことがうかがえます。

旧耐震基準の住宅に住まわれている診断未実施の方、診断実施済みの方へのアンケート結果から、それらの方は高齢者世帯が多く、改修が必要と診断されたとしても、耐震改修に多額の費用がかかるから、今の住宅に必要以上のお金をかけたくない、自分たちの代以降、今の住宅に住む予定の人がいないので耐震診断や耐震改修工事を受けないとの回答が多かったが、耐震シェルターについては、いずれも半数近くが関心を持たれているということでした。

地震による建物の倒壊などによる直接死を少しでも減らすために、住宅耐震化率の向上は不可欠で、そのためには無料耐震診断や耐震工事補助制度についての広報やホームページでの周知だけでなく、対象の旧耐震基準の住宅の居住者への案内の送付や訪問等の直接のアプローチが必要です。過去に無料耐震診断を利用された方へ、今回の当初予算に計上されている耐震シェルター設置補助事業の案内を行うことが効果的であると考えます。

また、山県市の制度は、1981年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造の一戸建て住宅を対象にした制度です。阪神・淡路大震災で新耐震基準の木造住宅でも被害が出たため、国は2000年に再び基準を見直しています。山県市でも、1981年6月から2000年5月までに建築された新耐震基準の木造の一戸建て住宅も、その対象にすることが必要と考えます。さらに、令和8年度からの山県市耐震改修促進計画に今回のアンケートの結果を盛り込むことが必要であると考えます。

建設課長にお尋ねします。

1、旧耐震基準の住宅居住者への各種補助制度の案内の送付や、訪問等の直接アプローチについてお尋ねします。

2、今回のアンケート結果も踏まえ、令和8年度からの山口市耐震改修促進計画に旧耐震基準の住宅だけでなく、新耐震基準の住宅の耐震化も含めた耐震改修促進計画を検討していただきたいと考えます。山口市の考え方をお尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、旧耐震基準の住宅居住者への各種補助制度の案内の送付や訪問等の直接のアプローチについてでございますが、毎年度、広報やまがた4月号、9月号及びホームページにて、耐震関係の各種補助制度の案内を行っており、来年度以降も引き続き実施いたします。

なお、本年度は、市民への耐震に関するアンケートを実施した際に、広報への掲載とは別に木造住宅耐震補助制度のより具体的な案内を回覧文書にて行いました。

また、木造住宅耐震改修工事費補助と来年度創設予定の耐震シェルター設置補助につきましては、過去に診断は実施済みで、耐震改修が未実施と思われます229名の方と、今年度診断を実施し耐震性が満たされない結果となった51名の方、計280名の方が現時点の補助制度の対象者となりますので、議員の御指摘も踏まえ、来年度はこの方々への直接的なアプローチとして、案内の郵送も実施してまいりたいと考えます。

御質問の2点目、今回のアンケート結果を踏まえ、新耐震基準の住宅の耐震化を含めた耐震改修促進計画の検討についてですが、令和6年度第2回定例会、一般質問において答弁させていただきましたように、2000年に見直される以前の耐震基準の住宅は一定水準の耐震性を有していること、それに対する国、県の補助制度もないことから、本市といたしましては、耐震性が不十分である旧基準の住宅の耐震化の推進が特に重要であると考えするため、今のところ新耐震基準の住宅の耐震化について、令和8年度改定予定の山口市耐震改修促進計画で検討する考えはございません。

しかしながら、議員も御指摘いただいたように、アンケート結果からも、新耐震基準の住宅の方も住宅耐震に関して関心が深いことがうかがえますので、これらの住宅に対する耐震施策について、国や県などの動向に今後注視してまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 旧耐震基準は、1981年、昭和56年5月31日以前に建築された、現在

築44年を超える木造住宅です。これに対して、新耐震基準は築25年から44年の木造住宅です。25年前、2000年にも改正された現行基準がありますが、新耐震基準、築25年から44年の木造住宅にお住まいの方々にも、無料耐震診断や改修工事の補助制度の検討をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時15分から再開いたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、議長の許可をいただきましたので、2点、一般質問をさせていただきます。

第1番目には、指定管理者制度の活用成果についてを副市長に御質問します。

自治体が指定する民間企業などへの指定管理者制度の活用を公共施設の事業を引き受けることができるようになってから、20年以上が過ぎました。山口市も各種の指定管理をお願いしていますが、成果についてお尋ねいたします。

1つ目は、住民サービスにお応えをしているか。

2番目には、費用対効果は果たされているかを質問いたします。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 御質問にお答えいたします。

そもそも指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的として、平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行された地方自治法等の一部を改正する法律に基づく制度でございます。

なお、この法律施行後、山口市では、平成18年に青波福祉プラザ、伊自良・美山の老人福祉センター、そして、山村開発センターの3種の施設を皮切りに導入をいたしました。その後に、体育施設、香り会館、有線テレビ、グリーンプラザみやまと続きまして、平成26年度には最大7種の施設で指定管理者制度を導入しておりましたが、現在では、香り会館・香りの森公園、グリーンプラザみやま、高富児童館の3種の施設としていただいております。

なお、この制度の運用に当たっては、まず平成23年9月に、山口市が設置する公の施設に係る指定管理者制度の導入及び運用に当たって想定される事務処理等についての考え方や標準的な取扱いを示した、指定管理者制度導入及び運用ガイドラインというものを作成しております。その後には、平成27年8月に、指定管理者による公共サービス履行に関し、条例、規則及び基本協定等の管理基準を履行し、適正なサービスの提供が確保されているかを日常的、継続的に評価し、公表する手段として指定管理者制度導入施設モニタリングガイドラインというものを策定しております。

このモニタリングといいますのは、提供される公共サービスの継続的改善に向けた指導、助言を行うとともに、管理運営の継続が適当でない等と認められるときには、指定の取消しなどを行う一連の仕組みとも言われております。なお、山口市のモニタリングでは、指定管理者自身、それと市役所の所管課、そして外部有識者等で構成される委員会の3つの視点によりまして実施しておるところでございます。

そこで、お尋ねの成果につきましては、このモニタリングに基づいてお答えをさせていただきます。

まず最初に、指定管理者自身によるモニタリングでは、指定管理者が日常的に行う指定管理業務、施設の点検業務、施設の利用状況などを報告するとともに、利用者アンケートなどの実施による利用者満足度調査の結果分析や自己評価などを管理業務へ反映させることにより改善を行っております。

そして、所管課によりますモニタリングでは、指定管理者から提出される月次報告書、年次報告書、財務状況、利用者満足度調査等をチェックしまして、定期実施調査を実施し、協定書や事業計画書等に沿って適正に実施されているかを点検、評価し、必要に応じて改善指導等を行っているところでございます。

そして、最終的には、法律や会計の専門家を交えた第三者的機関であります指定管理者候補者選定委員会によるモニタリングにおきましては、指定管理者自身と所管課のモニタリングの状況を検証するとともに、施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行っていただいているところでございます。

この指定管理者候補者選定委員会における令和6年度、本年度のモニタリングでは、令和5年度における評価とはなりますが、現在導入しております香り会館・香りの森公園、グリーンプラザみやま、そして、高富児童館の3種の施設ともに、利用者の公平性の確保、事業・業務の履行状況、利用者満足度の向上度、財務状況の適正性について、いずれも適切であるとの評価をいただいているところでございます。なお、この個別の評価につきましては、山口市のホームページにも掲載されているところでございます。

御質問の2点目の費用対効果についてでございますが、制度導入時の重要な要素の1つであり、その効果が期待できる場合に提案を求めています。それを踏まえての先ほどの評価でございますので、一定の成果が出ているものと認識いたしているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、最大7種の施設で導入していたものが、現在では3種の施設としておりますように、施設の存廃も含めた抜本的な在り方も含め、指定管理者制度が果たしてよいのかどうか、直営がよいのかどうかといったことにつきましては、更新時期のタイミングに、その都度確認していかなければならないものとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 今、副市長に答弁をしていただいたように、指定管理者制度というのは、公共施設の管理運営を民間企業に任せる制度ですが、市民の人権や権利、労働者の安定、施設の専門性など多くのクリアしなければならない問題や責務があります。

各自治体が指定管理者制度を導入した主な理由は経費削減です。私が調べたところによると、全国の各自治体も多くのところ指定管理者制度を利用して行っておられるんですが、問題点として上げられるのは、利益追求のために現場スタッフが薄給で疲弊していると。2番目には、利益追求のためサービスの低下になっている。3番目には、特定の業者がもうかるという仕組みになっているというようなことで、要は、各自治体もこれは不公平であるということを認識しておられるということなんですが、私がちょっと調べたところによると、これは例えばで、そこという限定ではありませんけれども、予約をする際、これは市民サービスが目的なんです、市民のサービスを目的とした、市民の方が予約をしたいときでも、もういつもいっぱいになっていると、もう何回電話してもというのは、数人からそういう苦情の連絡をいただいたこともあるんですが、そういうことを思うと、これは費用を投入する割には市民の方たちには喜んでいただいていないというのが結論ではないかと、こんなふうに思っておるわけですが。

私は、以前からこの指定管理者制度という制度そのものには違和感というか、もうあまり賛成をしていなかったんですが、これはさっき副市長の答弁の中にもあったように、平成15年に国が突如この制度をつくったというのは重々承知をしているんですが、やっぱり税金の使われ方というのは、一番はやっぱり公平性なんです。

ですから、我々商売をやっている、議員の方でも企業をやっている方はたくさんいらっしゃるんですが、これは3大要素がありまして、土地と資本と労働という3

つの要素で成り立つというのがそもそも企業、起こすほうの起業でも、それが大前提になっているというのが現状なんです。それで、今ある施設を借りてするということは、そのうちの2つの土地と資本というのはもうクリアできているわけです。あとは労働者を連れてきて何かやればいい。

私が一番懸念しているのは、毎年毎年この投資をしているわけですね。どこということまではあまり深く言うつもりはありませんけれども、それで貸したのなら、もうその事業者は借りたものを十分に活用して、そして、さっきの話にあったように利潤の追求をしていくというのが、これは最も基本的な物の考え方であって、電気が壊れたとか、壁が壊れたとか、道路が傷んだ、ある施設が欲しいからといって、また追加をするというのは、私は納得ができないなといつも思っているんですが。

それで、たまたま、恐らく皆さんも気がつかれたと思うんですが、おとといの岐阜新聞に、郡上の「子宝の湯」再開へというのが新聞に出たんですが、私もここは何回も友人と行ったこともあるんですが、これは去年の9月だったかな、もう1年ぐらいになるんですか、もう経営がうまくいかないという、9月から休んでいると思うんですが、そこで、この郡上市は新たな方法で申込みを受けて始めたんですが、それで、ここは指定管理料が年間に1,420万円なんです。1,420万円払ったら、もうあなた方で運営していきなさいよという、そういう取組にしてあるというふうに伺ったんですが、これは真実かどうか、これは新聞だけです。根拠はありませんが、それで、ここが9月に閉めるちょっと前に、かなりの巨額を投じてポンプを直したんですが、ポンプを直したのにこういう事態になるということは、やっぱりそういう指定管理者制度そのものの在り方に大きな問題があるのではないかというようなことを思っているわけですが。

それで、再質問は市長にお願いしたいと思うのですが、この施設の存廃を、存続と廃止を含めたことをいろいろ考えていらっしゃるというような話を伺いましたが、私はさっきも言いましたけれども、毎年ごとに補助金を投入するよりも、この際、私は新しい仕組みを模索されてはどうかということを提案するわけですが、岐阜県の、それから岐阜市も実施を目指している岐阜公園のPark-PFI導入によって、名鉄グループなどと施設の整備を進めて、そして新しい観光施設をつくるということらしいんですが、具体的なことはまだ私のほうも調べた範囲では分かりませんが、たまたま山県市もパークアンドライドで、岐阜バスをあそこにこさえていただきました。そういうことも思うと、名鉄グループはもってこいではないかと思っているんですが、そうした大きなグループが、観光も、それから今の一般的な公共交通も含めて1つの枠をつくっていただいてやっていただけるような、これがどうも飲食も含めた、もちろん何かも含めたのがP

ＦＩらしいですが、そんなことで江崎県知事も山県市から出られましたので、大きな期待をしているところですけども、そんなことで、市長も江崎さんとは気心が通い合う間柄ですので、江崎知事の政策テーマでもある「共に未来を創る」にあやかって、計画立案されてはどうかということを伺いたいと思っていますし、併せて江崎知事へのメッセージもお願いできたらと思っています。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

公共施設の管理方法につきましては、直営以外に指定管理者制度などがありまして、議員御発言のＰａｒｋ－ＰＦＩもその１つであります。

このＰａｒｋ－ＰＦＩとは、公募設置管理制度とも言われるもので、平成29年の都市計画法の改正時に創設されたものであります。多くの得点もございます。そしてまた採用のケースも増えてきておりまして、先ほど御発言のように、この近郊では岐阜公園のほかに、美濃加茂市内にあります岐阜県の施設のぎふ清流里山公園ですとか、各務原市内にある公園などがあります。

しかし、山県市内にはこうした都市公園がないため、残念ながら、現時点でこの制度を活用することは、制度的にはできないものでございます。

しかし、こうした公共施設の管理方法等につきましては、官民の連携の視点が欠かせませんので、今後ともこうした法律の改正等に留意しつつ、様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほど税の使い方ということで、近年、高富の総合グラウンド、体育施設等を指定管理制度といたしておりましたが、直営で行うようになりまして、そのときの私の印象は、直営にしますと、予算として出てきますのはこのことに幾ら、このことに幾ら、このことに幾らということで非常に大きな金額が出てきて、どうして今まで指定管理でやっていたことがこんなにお金がかかるのかということで、もう少し、もう一度その予算の積算を見直すように指示しまして、現在に至っておりますけれども、やはり私も行政が行いますと、そういった合理性というものに、お金の使い方といったものに欠けるのではないかとということで、議員御発言のように、いかに合理的にお金を使っていくかという、そして、市民サービスの向上を図っていくかというのが大切なところでありまして、それもまた、その施設によりまして、行政が行ったほうが効率的に行えるものか、役所は職員のローテーションもございますので、そういった専門性にも欠けるようなところがございますので、そうしますと、そうした指定管理制度にしまして継続的に行っていくと、そういった方法も１つの方法ではないかと思います。

そしてまた、江崎県知事についてでございますが、今から私が申し上げるまでもなく、江崎知事のお人柄は、周りの方を元気にするという事ですか、やる気を起こさせる力が大変ある方でございます、期待しているところでもございます。また、幅広い見識をお持ちでありまして、以前、県職員でいらした頃にはお知恵をお借りして、いろんな御相談をさせていただいたこともありました。

また、経産省に戻られましてからも、毎年、山県市の若手の職員、トータルいたしますと20名程度が上京いたしまして、御多忙の中、直接御指導をいただいております。物事の考え方は柔軟であり、発想力も素晴らしい方でありますので、引き続きこうしたお知恵をお借りしながら、よりよい岐阜県を目指す一助として、私どもも一緒に尽力していきたいと考えております。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 質問を変えます。

2番目の質問ですけれども、国の指定重要文化財への取り組みについてですけれども、山県市唯一の国指定の重要文化財、白山神社は、西暦768年の建立記録があり、拝殿が重要文化財となっており、正面五間、側面三間、舟肘木、一軒疎垂木の入母屋造りで、妻は叉首形式、縣魚は猪の目縣魚となっています。屋根は、檜皮ぶきで、なだらかな勾配や四隅の跳ね上がった線がつくる優雅な姿は室町時代の特徴をよく表しています。

この文化財は、長年にわたり東深瀬住民の協力によって維持管理をされています。しかし、近年は、人口減少や神社参りそのものに興味が薄れることなどが相まって、運営が危うい状況です。

今後の運営について、行政からの手厚い支援が受けられるかを、生涯学習課長に質問します。

○議長（吉田茂広） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問の文化財保護に係る運営についての行政の支援についてですが、まずもって、昭和30年12月の高富町の文化財指定、翌年6月の国の重要文化財指定以降、70年という長きにわたり、東深瀬の皆様のご御理解と団結によって白山神社の優雅で華麗な姿が保存され続けていますことに、心より敬意を申し上げますとともに、歴史の重みを感じているところでございます。

また、毎年1月に行っている白山神社防災訓練も、平成30年頃までには地域住民の有志が結成した自主防災隊と連携して行われたと聞いておりますが、時代の進

展とともに少しずつその形は変わってきていることを感じております。

議員御指摘の人口減少や世代間の意識の違いなどから生じる、現実的な運営上の危うさという課題につきましては、先月の地方紙にも、愛知県豊根村の国重要文化財、熊谷家住宅の維持管理費に関わる厳しい現状について掲載されておりました。山県市においても同様の状況にあると考えております。

教育委員会としましては、指定文化財の所有者や自治会等の皆様の現状認識について把握するとともに、文化財の保護を目的とした時間軸に応じた課題を明確にし、山県市文化財審議会等の御意見を踏まえ、山県市として行うべきことと、国や県に要望すべきことを整理し、対応を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 再質問させていただきますが、今、愛知県の豊根村の熊谷家住宅というらしいんですけども、ここは人口1,000人も満たない小さな村なんですけど、このところにもそうした文化財があるんですけど、私は、ここもそうですし、日本国中あちこちでこうした状況が続いていると、さっき生涯学習課長の答弁にもあったんですが、要はこれから先、この状況で文化財を保存していく、維持管理していくというのはなかなか難しい。

そこで、副市長にお尋ねするんですが、以前からこの白山神社は、文化財としてという考え方と、それからお宮さんという考え方とあったわけですが、どうしても文化財のほうに何か心が行っていないというか、分かっていたけなくて、なかなか補助をしていただけなかった。御存じだと思えるんですけども、年間に今、十二、三万円ぐらいだったと思うんです。私もこの間まで総代長をやっていたんですが、そんな状況ですと、さっきの豊根村もちろんですけども、島根県の中山間地にあるところのも全く同じ状況なんです。

それで、簡単に言いますと、もうやめたい、お返ししたいということは100%できない。じゃあ、山県市のほうにお譲りしたい、譲渡したいというと、今度ほとんどの補助金がつかなくなるということで、山県市が全部とは言いませんけれども、持たなくてはならないような状況になると。

それで、今、東深瀬の人たちの協力でやっている、先細りというのが実際の今の話なんですけれども、以前に、名古屋からの先生が、これは生涯学習課の長屋君が一生懸命そういうことをやっていたいているんですが、この先生に来ていただいたときに、もう十数年すると基礎とか、あるいは柱とか、そういうところを修繕は絶対しなければ

ならない。いうと、またウン千万円というお金が必要になるわけです。

そのときに、我々東深瀬の区民にそれだけの費用が賄えるかという問題なんですが、これは、今の白山神社拝殿見学会というのを令和4年10月29日に行っていたいただいと、これは生涯学習課が主導でやっていたいただと思うんですが、そのときにお尋ねしたんです。これからどうしたらいいですかという話をしたら、とにかく財源がないと将来やっていけないよということが結論だったわけです。

今お話ししたように、十数万円の補助では、この先運営していくということはもうまず無理なわけです。それで、さっきの条件でどちらが受け持つかという話になると、これもまた大変な問題なんですが、それで私は、もう少し行政のほうもお手伝いをしていただくようにしてもらわないと運営が大変だということで、もし副市長に、いや、こんなふうにするといいよという妙案があれば伺いたいということを再質問させていただきます。

○議長（吉田茂広） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

今、議員御発言のテーマにつきましては、国内、これは白山神社に限らず、山県市に限らず全国的に問題になっておりますし、重要なテーマの1つだというふうに私も認識をしております。

何か妙案がないかと言われましても、ちょっとあれですが、全国的な動向で今、これは実現性があるかどうかは別として、全国で取り組まれていることの1つとして、やっぱり守っていかなければならないという意識は、その地域住民の方以外にもたくさん持っていらっしゃる方多くありますので、今のトレンドとしましては、クラウドファンディングという手法を活用しようという動きがあります。これに実現性があるかどうかというのは分かりませんが、そこは視野に入れていかなければならないなというふうに思っております。

具体的に再質問に対してのお答えですが、東深瀬にあります白山神社の拝殿というのは、現時点においては、議員御発言のように山県市で唯一、国の指定を受けている重要文化財であります。すなわち、当該拝殿は我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的な財産でありまして、これを適切に保存し、確実に次世代に継承していくということは、我々、国民共通の責務であるというふうに考えております。

しかし、議員も御発言でしたが、近年では少子高齢化が進む中、また、コロナ禍をきっかけとした地域コミュニティの希薄化などによりまして、そうした保存活動が困難になってきているという実情は全国的に散見されることでございます。その主な要因は、

保存していく方々の団体、組織、それから、その活動の縮小化や資金確保の困難性などが言われております。

そうした中で、地元の方を中心に行われてきております白山神社の防災訓練というのはとても大切な活動の1つであり、今月号の市の広報の表紙としても紹介させていただいているところでございます。

ちなみに、重要文化財ではありませんが、私一個人も近所の神社の総代長を務めさせていただいておりますが、全国的な状況と同様、資金確保や保存意識の希薄化に関する懸念を抱いております。この神社は当然文化財とはなっておりませんが、我々にとっては地域コミュニティを醸成していく重要な役割を担っていく財産として、私は守り続けていかなければならないものと考えております。

そこで、重要文化財の保存についてでございますが、必要なことは、まずは当該文化財を保存していかれる方々の意識、そして、その団体、組織の継続にあるものとは考えられます。その上で、行政としましては、そうした方々や組織を応援し、必要に応じて資金支援もしていくことが必要であるものと考えておりますし、当該重要文化財の認知度向上や啓発に努めていくことも行政の役割かなというふうに認識しておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 以上で山崎 通議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

武藤行儀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上下水道管の老朽化対策と市民の安全確保について、水道課長にお尋ねいたします。

山口市の上下水道管の老朽化、インフラの危険性についてでございます。

近年、全国各地で老朽化した上下水道管の破損が原因となる道路陥没事故が相次いでいます。特に本年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、上下水道インフラの老朽化が引き起こす重大なリスクを象徴する出来事となりました。

この事故では、地下約10メートルに埋設された下水管が長年の使用による腐食で破損し、そこから周囲の土砂が流入して地中に空洞が形成されました。その空洞の上を車両が通過した際、重みに耐えられずに道路が陥没し、トラックが巻き込まれるという事態に発展いたしました。この事故により、運転手の救出活動が難航しているほか、周辺住民には避難勧告が出され、下水の利用自粛が求められるなど広範な影響を及ぼしました。

このような事故は、八潮市に限らず、全国の自治体において発生する可能性があります。特に、戦後の高度経済成長期に整備された上下水道管の多くが既に耐用年数、水道管は40年、下水道管は50年を迎えており、適切な維持管理を行わなければ、同様の事故が発生するリスクは高まります。

また、上下水道インフラは道路などの地下に埋設されているため、異常が目に見えにくく、破損や劣化が発見されるのが遅れがちです。特に下水管では、汚水に含まれる硫化水素が空気と反応して硫酸を生じ、それが管を腐食させる硫酸腐食が進行することが知られています。このような見えない危険をいかに早期に察知し、適切に対処するかが今後の自治体の重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、山県市における上下水道の管理、点検、対策について質問いたします。

山県市の上下水道インフラの現状についてでございます。

1つ目、山県市の上下水道管の総延長、耐用年数を超えている管の割合、最大口径、最大土かぶりについて。

2つ目、老朽化した上下水道管の更新計画はどのようになっていますでしょうか。また、その進捗状況や課題はどうでしょうか。

3つ目、現在、市ではどのような方法で老朽化した上下水道管の点検、調査を行っていますか。

以上3点、水道課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 藤根水道課長。

○水道課長（藤根 勝） 御質問にお答えします。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道、洗濯やお風呂などの使用自粛を呼びかけるなど、大きな影響が発生しました。当該道路陥没は、

地下約10メートルに管径4.75メートルの流域下水道幹線が埋設されており、下水道管の腐食等が原因と考えられております。

令和7年1月30日に国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課より、晴天時1日最大処理量30万立方メートル以上の大規模な下水処理場に接続する口径2,000ミリメートル以上の下水道管路について、腐食等の施設の異状により道路陥没のおそれがないか緊急点検の依頼がございましたが、山県市内には該当する管渠はございませんでした。また、各市町村では、埼玉県八潮市の陥没事故を受け、独自で道路の陥没状況等の確認を行っております。

御質問の1点目、山県市の上下水道管の総延長、耐用年数を超えている管の割合、最大口径、最大土かぶりについてでございますが、令和5年度末時点で、水道管路の総延長は約378キロメートル、耐用年数を超えている管の割合は約15.2%、最大口径は、高富水源地東側市道に埋設してあるパイ350ミリ、最大土かぶりは約1.2メートルとなっております。

下水道管の総延長は、公共下水道事業が令和5年度末時点で113.7キロメートル、農業集落排水事業が約107キロ、耐用年数を超えている下水道管渠はございません。最大口径は、公共下水道事業のパイ540ミリメートル、最大土かぶりは、公共下水道事業の幹線管渠の11.46メートルで、高富浄化センターから鳥羽川を下越しして、国道256号から山県警察署までの延長489メートルとなっております。

御質問の2点目、老朽化した上下水道管の更新計画、進捗状況、課題につきましては、上水道が原則5年ごとに更新計画を立てて実施しておりますが、老朽管だけでなく漏水による影響が多い管につきましても、計画を変更して毎年実施しております。

下水道管渠は耐用年数を超えておりませんが、不明水対策や機械、電気設備更新に伴うストックマネジメント計画等を策定しており、来年度より計画に沿った事業の実施をしていきます。

課題につきましては、上下水道事業の点検結果に基づく補修工事等が、人的な制約や財政的な制約から必ずしも十分に進まない課題がございます。

御質問の3点目、上下水道管路の点検、調査につきましては、水道管路の点検は、水道管などの露出している箇所につきましては5年に1回以上の点検をしており、調査につきましては、漏水調査を業者に委託し、漏水探知機を使用して実施しております。

下水道管渠につきましては、腐食のおそれのあるマンホールポンプ等の箇所につきまして、5年に1回以上の頻度で点検を行っております。管渠に異常がある場合は、カメラ調査等にて調査をし、修繕を実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○４番（武藤行儀） 山県市の上下水道インフラの現状、更新計画、点検調査の実施状況など、適切な管理の下、行われていることが理解できました。

山県市の今後の対策について、再質問させていただきます。

山県市では、先般、埼玉県八潮市で発生した大規模な陥没は発生しないことが分かりましたが、上下水道管の破損による道路陥没や断水などの事故が発生した場合、どのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 藤根水道課長。

○水道課長（藤根 勝） 再質問にお答えします。

御質問の上下水道管の破損による道路陥没や断水の事故が発生した場合、どのような対応をしていますかにつきましては、水道工務係には、24時間365日対応を取れるよう業務用携帯を配付しております。市民の方々から道路陥没や断水等の情報提供が水道課もしくは宿日直者へ連絡が入りますと、水道工務係の業務携帯に連絡が入り、修繕の対応をしておるところでございます。

また、規模に応じて、広報やまがたによる屋外拡声機や戸別受信機、水道課の広報車、関係住民の方へのチラシ配布などで対応をいたしております。

下水道は、情報が判明次第、現地を確認し、施設の維持管理を委託している業者等に連絡をし、修繕等の対応をしております。

水道課では、災害時における業務継続計画、BCPの策定や、下水道につきましては、令和6年2月1日に公益社団法人日本下水道管路管理業協会や公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部等と災害協定を締結しており、大地震や大雨による災害が発生した場合における現地調査、資料作成、修繕工事、災害査定の立会い等の協力支援体制も締結しておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○４番（武藤行儀） ありがとうございました。

ライフラインの維持は市民生活の根幹を支えるものであります。全国的に上下水道の老朽化が進む中、山県市においても同様の上下水道管路の老朽化が進んでいることを十分認識し、今後も定期的な管理、点検を行い、更新計画に沿った更新工事を行っていただくよう要望し、次の質問に移ります。

続きまして、大桑城跡の国史跡指定に向けた取り組みについて、生涯学習課長にお伺

いたします。

大桑城は、山県市大桑、青波、富永にまたがる古城山の山頂部周辺に築かれた美濃国守護土岐氏の居城であり、1535年の長良川の大洪水を契機に枝広（岐阜市長良公園）にあった守護所を大桑に移し、本格的に整備されたと考えられています。

山県市は、大桑城跡の国史跡指定を目指して、令和2年度から各種調査事業を実施され、発掘調査では、城内の南西側に位置する岩門と呼ばれる城の出入口部分で、巨石を用いて城門を構築していることが確認されています。また、城内の北西側の谷筋に位置する50以上のくるわがひな壇状に連続するくるわ群で、600点以上の陶磁器類が出土するとともに、石垣を用いた中央通路が確認されています。

こうした調査成果から、土岐氏が城門に巨石を使用することで守護の権威を誇示した可能性や、くるわ群は土岐氏もしくは家臣の居住空間があった可能性を指摘されています。

地形調査では、航空レーザー測量を行い作成した3平方キロメートルの赤色立体地図を基に、城の遺構かどうかについて山中を踏査し確認され、遺構配置図が完成されています。

石垣調査では、先行研究で約10か所の石垣が確認されていましたが、今回の調査により、石垣が90か所以上分布することを確認されています。

こうした調査成果は、現地説明会、講演会、市のホームページなどにより情報発信されています。

また、令和2年にNHK大河ドラマ「麒麟がくる」が放映され、大桑城も登場し、多くの方の関心を引き寄せたことでしょう。

大桑城の魅力は、戦国時代、守護としての権威を示しながら、土岐氏が地形を巧みに利用し、防御施設や居住空間を整備して文化人として優雅なときを過ごした山城が、ほぼ当時の状態で遺存しており、日本城郭史上、非常に価値が高く、国の宝として、また山県市の宝として守り続ける価値があります。そして、親から子、そして孫へと世代を越えて連綿と守り続けていく、郷土の貴重な歴史遺産として保存、活用していくことが必要と考えます。

国史跡の件数は、令和6年4月1日現在、全国で1,895件で、県内では29件で、岐阜市の岐阜城跡、中津川市の苗木城跡、高山市の陣屋跡などがあり、文化財としての保護と観光資源としての活用が図られています。

山県市の近年の人口動態を見ると、2003年の合併時の人口は約3万1,000人でスタートいたしましたが、2024年12月時点では2万5,000人となり、21年間で約6,000人減少し、

人口減少に歯止めがかからない状態です。これは山口市だけに限らず全国的な傾向であり、各地域が選ばれるための熾烈な競争が展開されています。

地域の魅力の発信は、一時的なイベントではすぐに客足は遠のいてしまいます。長期的な差別化を図るには何が必要か、どうすればいいのか、その解決策の1つとして、歴史の活用が重要であると考えます。地域に伝わる歴史には類似性はあるかもしれませんが、全く同じ歴史を持つ地域はなく、模倣することはできません。歴史を核とした地域ブランドは、地域固有の価値を持っていることで独自性があります。大桑城跡は山口市のみならず、国の宝として、その価値を後世につなぎ、まちづくりに生かしていくことは大きな意味のあることであると考えます。

そこで、生涯学習課長にお尋ねいたします。

大桑城跡の登山者数の1年ごとの推移について。

2つ目、国指定史跡に向けて準備をされていますが、進捗状況と今後のスケジュールについて。

3点目、大桑城跡の価値の普及方法について。

以上3点、生涯学習課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問1点目の大桑城跡の登山者数の1年ごとの推移でございますが、NHK大河ドラマ「麒麟が来る」が放送され、山口市が国史跡指定を目指し始めた令和2年度が約1万6,800人。コロナ禍、自粛モードの中、令和3年度が9,700人、令和4年度が8,000人、令和5年度が4,600人でした。今年度は1月末現在で約3,000人となっております。

御質問2点目、国史跡指定に向けた進捗状況と今後のスケジュールでございますが、文化庁に提出する国史跡指定に必要な大桑城跡総合調査報告書が今月下旬に製本でき、令和7年度の早い段階で国への意見具申を行い、令和7年度中に結果が公表されるものと想定しております。

なお、国史跡の指定範囲につきましては、現時点で土地所有者等に御同意をいただいているなど、指定を目指す範囲の一部を先行して指定範囲とし、引き続き地権者様との御相談を進めてまいります。

国史跡指定がなされた後には、整備及び活用の基本的な考え方を検討する保存活用計画の策定、さらに、保存活用計画を基に具体的な整備及び活用の在り方を定める整備基本計画の策定が必要とされています。今後、大桑城跡につきましては、これらの計画を策定し、大桑城跡を適切に保存し、管理し、活用も含めて後世に確実に残すことができ

るよう努めてまいります。

御質問の3点目、大桑城跡の価値の普及方法でございますが、まずは、多くの皆様に報告書を御一読いただけるよう、今月下旬に製本の大桑城跡総合調査報告書を本市図書館に配架し、また、岐阜県をはじめ多くの県立図書館などへ配布し、さらに、一般への方の有償配布等も考えております。

次に、小学校6年生を対象とした山と歴史の学校において、次世代を担う子供たちに、生涯学習課職員が大桑城跡の魅力を伝える講師としての活動、さらに、城郭、歴史関係の県内外でのイベントでブースを出展、特設ホームページのリニューアルなど情報発信の充実を図ったほか、広報やまがたに調査成果をまとめた特集ページの掲載を検討しております。

そして、今月2日に開催しました滋賀県立大学名誉教授であります中井 均氏によります講演会及び神田京子氏による大桑城創作講談など、300人を超える方々に御聴講いただき、大桑城跡の歴史的価値やその魅力に満足いただけたものと思います。

国史跡のタイミングを1つのターニングポイントとして、大桑城跡の価値やその魅力のさらなる普及啓発、シビックプライドの醸成や、全国から多くの方が来訪いただける場所になるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） ありがとうございました。

令和5年度の大桑城跡の登山者数が4,600名であることや、国史跡指定に向けた準備などが国、県及び専門家による指導の下、また、地域との相談などを行いつつ、順次進めていることがよく分かりました。

また、大桑城跡の価値やその魅力について、市民をはじめ全国に情報発信する普及啓発に努めていることや、晴れて国の史跡指定を受けられた後には、大桑城跡を適切に保存、管理し、活用を含めて後世に確実に残すことを目的に保存活用計画や整備基本計画を定め、事業を進めていく計画であることも分かりました。

ぜひ地域と山県市が連携し、大桑城跡を未来に保存及び活用し続けられるよう、引き続き尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、市民団体が取り組んでいる大桑城跡の普及啓発活動への支援、さらに、昭和61年から63年にかけて地域住民が作成し、古城山山頂に設置されたミニ大桑城は、大桑城跡の遺構と同様に、地域の宝として守り続けられるよう御支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、大桑城跡が国指定を受けられた後、文化財としての保護や活動だけでなく、付加価値をつけて、観光資源としての活用や知名度の向上につながるようなまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で武藤行儀議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で13時10分から再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分再開

○副議長（加藤義信） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

通告順位5番 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 川島亜也です。お願いします。

発言の許しをいただきましたので、質問させていただきます。

現在、少子化の進行や多様化により、子供を取り巻く環境が大きく変化し、虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。また、共働き世代の増加や、地域のつながりの希薄化により、保護者の負担や孤独感も高まっています。

こうした課題に対応し、全ての子供が安心して成長できる環境を整えるため、行政、関係機関が一体となって支援を進める基本理念が示され、子育て応援条例を制定されました。そして、その一貫として子育て支援日本一を目標に、未満児の保育料無償化が令和5年度より始まりました。令和3年2学期からは市内の小中学校の給食費は無料となっていて、子育て真っただ中の親御さんにおいてはありがたい制度であることは明確です。

そんな中、市内の複数の方々から、年少クラスに入園させたかったが、1番目に希望していた保育園は定員に対する利用の調整により入ることができなかったという話を伺いました。以前はもっとたくさんのお子さんを預かっておられたのに、子供の数が減っている中、どうして預けることができなかったのかと私は不思議に思いました。

そして、子育て支援課にお伺いしましたところ、山口市では第1希望の保育園に入園できなくても第2希望以降の市内保育園に入園できるとのことで、待機児童はいないと

いう説明を受けました。しかしながら、親御さんの気持ちは第1希望の保育園に入園させたいという思いであるのが実際のところです。

そこで、子育て支援課長にお伺いします。

1、山口市では希望する保育園に入れない場合があるとお聞きしましたが、その理由について、入園の基準や手続の流れと併せて御説明いただけますか。

2、保育園の質をさらに向上させるために、現在の規定内の保育士数に加えて増員を検討する考えはありますか。

3、未満児保育料無償化の実施により、山口市の転入、転出に変化はありましたか。

以上、3点、お伺いいたします。

○副議長（加藤義信） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、希望する保育園に入園できなかった場合の理由と、入園の基準及び手続の流れについてでございますが、山口市では、次年度4月からの入園を希望されるお子様に関しましては、保育の認定申請及び入所の申込みを10月中に行っております。その際、市内の保育園には区域の設定がなく、お仕事の都合、お住まいの場所、また園の特徴など様々な観点から、第3希望まで申込みすることができます。その後、保育必要性等認定申請の審査及び入園希望者の調整を2月初旬まで行い、保護者の皆様に通知する流れとなっております。

定員に対し希望が重複した場合は市の規則に基づき利用調整が行われ、調整の結果、第1希望に入れない場合は、次の希望順位の保育園への入園を通知させていただいてるところでございます。なお、山口市においても毎年度利用調整は行われておりますが、第2希望までにおいて調整が完了している状況でございます。

御質問の2点目、保育の質をさらに向上させるために、現在の規定内の保育士数に加えて増員を検討する考えはあるかについてでございますが、市立保育園におきましては、人材確保が難しい状況にある中においても、保育人材の確保に努め、保育士配置基準に基づき、安全で安心できる保育園運営を行っているところでございます。配置基準に加えた保育士の配置については、未満児の利用ニーズや子供の生活等の変容に合わせた保育士の確保は当然に必要であり、状況に応じ確保を進めていく方針でございます。

一方、保育の質の向上につきましては、保育業務ICT化など、保育業務の省力化により子供に接する時間を大切にしているほか、作業療法士の活用による個にあった保育に関しても取り入れているところでございます。

御質問の3点目、未満児保育料無償化の実施により、山口市の転入、転出に変化があ

ったかについてでございますが、市において全体的に転出超過の傾向であることは変わりませんが、近年、子供世代、とりわけ保育世代の子供の転入増加があり、それに伴う親世代にも同様の変化が見られます。令和4年度末から令和5年度末までの人口比較においても増加傾向にあり、未満児保育料無償化をはじめ特色ある保育、中学校までの給食費無償化などの子育て支援の影響及び交通インフラの整備など、様々な要因によるものと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 御答弁ありがとうございました。

答弁を受け、山県市における保育園入園の仕組みや調整の流れについて、改めて理解を深めることができました。特に入園希望の申込みが毎年10月に行われ、その後、認定申請の審査や入園希望調整が進められているという流れは、限られた保育資源を公平に分配するための重要な仕組みであると感じます。また、保護者の皆様が希望する保育園を選択する際に、第2希望、第3希望まで申し込めることも、一定の柔軟性を持たせるための工夫だと考えます。

そして、答弁の中で示されたように、保育の質の向上に向けた取組が進められている点については、とても前向きな姿勢を感じました。ICT化の推進や作業療法士の活用といった新たな取組は、保育士の負担軽減や子供たち一人一人に寄り添った保育の実現につながる可能性があると考えます。

加えて、転入、転出の状況についても、市全体の傾向として、市全体の転出超過の傾向に変わりはないとしても、近年、子育て世代、とりわけ保育世代の子供の転入増加であることも確認できました。子育て世代の転入が増えていることは、市の子育て支援策の一定の効果が現れている証拠ともいえます。

一方で、転入者が増えることで保育園の受入れ環境が逼迫する可能性も考えられます。今後、保育施設の受入れ体制の整備や保育士の確保といった課題にどのように対応していくのか、市の長期的なビジョンについて、市民に向けて発信していくことも求められるのではないかと思います。市として子育て世代の転入促進を進めていく上で、その受皿となる保育環境の充実が不可欠です。

引き続き、市民の皆様的心声を大切にしながら、保育環境の充実に向けた課題についても考え、よりよい政策の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

そこで、希望する保育園に入れなかった家庭に対して、市としてどのようなフォローを行っているのかも気になる点です。希望どおりの園に入園できなかった場合、家庭へ

のフォローやサポートは充実しているのでしょうか。子育て支援課長に再質問させていただきます。

○副議長（加藤義信） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えします。

希望の保育園に入れなかった家庭へのフォローやサポートは充実しているかについてでございますが、保育園入園に関しては、保護者の御希望をお伺いした上で利用調整を行う制度の中にあり、御希望されている範囲内での入園につながっていると考えてはおりますが、より高い順位の希望園に入園できなかったお子様に関しましては、入園されることとなった保育園等での生活を通じ、保護者の皆様に安全・安心な保育に理解をしていただくことが重要であると考えております。

市内保育園への入園については、利用調整が毎年度発生する状況下でありましても、利用調整後の園において満足しているとの声を多くいただいております。市内各保育園等がきめ細やかな保育園運営、保護者支援を行っている表れと考えております。また、利用調整後においても、定員の空きが出た場合や年齢が上がることにより定員も少しずつ増えることなどにおいては、次年度などに再度希望し利用調整を行うことができる場合もあるなど説明させていただいております。保護者の皆様に対しましては、本制度下において可能な限りの対応を行っていると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 再質問の御答弁ありがとうございました。

御答弁の中で、市内の保育園において利用調整後に入園された保護者の方々から、満足しているとの声を多くいただいているとのお話がありました。この点については、市内の各保育園がそれぞれの特色を生かしながら、質の高い保育の提供や保護者支援の充実に努められていることの表れであり、大変心強く感じました。特に保育の現場では子供たち一人一人の発達段階や個性に応じた適切な対応が求められる中で、日々の保育を通じて丁寧に向き合っていることは、深く敬重いたします。

また、山県市の保育園においては、豊かな自然に囲まれた環境の中で四季折々の自然と触れ合いながら、伸び伸びとした保育が行われていることも大きな魅力の1つであると感じます。都市部においては、どうしても人工的な遊び場や限られたスペースでの保育が中心となりがちですが、山県市では地域の自然を活用した保育が積極的に取り入れられ、子供たちが五感を使いながら豊かな感性を育むことができる環境が整っている点は非常に素晴らしいことだと思います。

自然の中で伸び伸びと遊び、探索し、発見することは、子供たちの知的好奇心を刺激するとともに心身の健やかな成長を促す要素として重要であり、こうした特色を生かした保育が行われていることが市内の保育園に対する満足度の高さにつながっているのではないかと考えられます。

一方で、子育てというのは、日々喜びや成長を感じられるものであると同時に、時には大きな不安や負担を伴うものであることもまた事実です。特に希望する保育園の入園がかなわなかった場合や、保育環境の変化を余儀なくされた際には、保護者の方々が戸惑い、時には大きな不安を抱えられることもあるかと思います。そうした中であって、市として保護者の皆様の声にしっかりと耳を傾け、支援の充実に向けて取り組んでいたことは非常に重要なことであり、大変心強く思うところです。

また、保育の受入れ環境や利用調整の仕組みについては、今後も社会の変化や人口動態の変化、特に転入者の増加などに伴い、様々な新たな課題が生じてくることが予想されます。これからの時代において、単に現在の制度を維持するだけでなく、より柔軟で、多様な家庭のニーズに対応できる仕組みが求められるようになるかもしれません。子供たちが安心して日々を過ごせる環境づくり、そして、保護者の皆様が安心して子育てに専念できるような支援体制のさらなる充実をぜひとも進めていただきたいと考えております。

今後とも、子供たちの健やかな成長と保護者の皆様が安心して子育てできる環境の実現に向け、市の積極的な取組を期待するとともに、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（加藤義信） 以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 寺町祥江議員。

○7 番（寺町祥江） 発言の許可をいただきましたので、通告に従い 3 件の質問をさせていただきます。

1 件目、効果的なパブリックコメント制度の運用に向けて、理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

平成28年 3 月、山県市まちづくり基本条例が施行されました。この条例は、公募委員が約 4 割を占める自治基本条例策定委員会の皆さんが、平成25年から延べ30回にわたり議論を重ねられた提言よりつくられました。山県市の特性を生かしたまちづくりを行うためのルールとして、山県市の自治を推進する上で、最大限に尊重されるべき条例として位置づけられています。

条例の目的は、山口市における自治の基本的な仕組みを定めるとともに、市民、議会及び行政の役割、責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することです。条例の第12条意見公募には、市長は、市民生活に大きな影響を与える条例及び計画等の制定または策定等に当たっては、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとする定められており、計画策定案などを事前に公表して広く意見を求めるパブリックコメントの趣旨と根拠が明確に位置づけられています。

平成18年に行政手続法が改正施行され、全国の各自治体でパブリックコメント制度の制定が進められてきましたが、その実施に当たっては次のような課題が指摘されています。

特定の団体や利害関係者、専門家の積極的な意見が多く占める傾向があり、一般市民の意見は少ない。

政策案の理解を深めた上で、具体的な内容を記載する必要があるため、専門的な知識を持たない市民にとってはハードルが高い。

行政側が形だけ意見を募集し、実際には政策の内容のほとんどを修正しない。

参考にしたとして公開される意見の中には、反映されなかった理由が十分に説明されない場合がある。

意見募集期間や周知時間が短い。そもそも市民の方がパブリックコメントの存在や実施自体を知らないことなどにより意見が集まらないなど。

山口市では、山口市まちづくり基本条例が制定される前の平成23年から実施要綱が定められており、現在も実施に力を注いでおられることと思いますが、これまでの成果と評価はどのようなのでしょうか。

○副議長（加藤義信） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

パブリックコメント制度は、市が重要な政策等の意思決定を行うに当たり、行政としての説明責任を果たすとともに、市民の市政参画を促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための重要な制度の1つであると認識いたしております。

パブリックコメントにより提出される意見の数は、案件の内容にもよりますが、一概に意見の数だけで成果を判断できるものではありません。山口市まちづくり基本条例制定後の平成28年度から現在までのパブリックコメントの実績は、実施件数が43件で、計62人の方から意見をいただいたことは、市民の皆様の御意見をお聞かせいただく機会となっていることと思います。

山口市では、意見の提出期間は国の制度と同水準の原則30日間で、案を公表するとき

は参考となる資料も添付することとしているほか、公表方法については窓口での閲覧だけでなく市のホームページでも行うことを基本とし、意見の提出方法についても電子メールに加え、近年ではフォーム形式による提出もできるようにするなど、幅広く市民の皆様の御意見をいただくルールづくりと改善を図っているところでございます。

いただいた御意見の全てを計画に反映できるわけではございませんが、意見に対する市の考えを公表することとし、パブリックコメント制度を適切に運用することで、市民の市政参加を促進するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に寄与していると評価いたしております。

しかしながら、全国的には議員御発言のような課題もあることから、山口市においても現在の運用で十分というわけにはまいりませんので、例えば市の公式LINEによる情報発信など発信方法の充実や、市民の方に分かりやすい資料の提供など、より一層、効果的なパブリックコメントの運用に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） ありがとうございます。

再質問を市長にお尋ねをいたします。

パブリックコメント制度の運用については、他の自治体でも課題に向けた取組が進められています。

例えば、東京都渋谷区では、多くの人が扱い慣れたLINEによるパブリックコメントの提出が可能。滋賀県守山市では、市民参加と協働のまちづくり推進会議において、効果的なパブリックコメントの実施に向けた課題の分析と具体的な対策案を協議、PRボードやQRコードを添付した市民に分かりやすいポスターや、意見提出方法を分かりやすくしたポップ看板を設置。京都市では、計画全体版、概要版に加えて、パブリックコメントの募集リーフレットを作成、表面には計画の内容と関係ある写真を大きく掲載して、次のページを見ようと思いやすくなるような問いかけを掲げ、手に取りやすいように工夫されています。中学校での対話型パブリックコメントの実施では、募集に際し資料の内容を説明する動画作成にも取り組まれています。

パブリックコメントにとどまらず、意見に対し、フィードバックや徐々に議論を活性化させていくことが可能な市民参加型合意形成プラットフォームを導入している自治体もあります。

パブリックコメントは、数だけではその効果を図ることができませんが、政策や計画を公開し広く意見を募るのがパブリックコメント制度、そして、集まった意見を考慮し

て意思決定を行うことで、行政の公平性を確保、透明性を高め、市民との協働による行政運営を推進することが制度の目的です。

案件に関わる多くの市民に届くような運用とするためには、他の自治体のような工夫も必要であると考えます。そして、世代や地域、置かれている環境によっても効果的な手法が変わってくることを考えます。

先ほど理事兼総務課長より、ルールづくりと改善を図っているところ、情報発信の方法の充実や分かりやすい資料の提供など、より一層効果的なパブリックコメントの運用に努めていく考えをお答えいただきました。ぜひそこに市民の方々の意見を取り入れていただきたいと考えます。

山口市まちづくり基本条例第22条、まちづくり基本条例審議会の2には、「審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用に関することについて審議し、答申するもの」とされています。パブリックコメントの効果的な運用について、審議会への諮問を御検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（加藤義信） 林市長。

○市長（林 宏優） 御質問にお答えをいたします。

パブリックコメントにつきましては、私のモットーであります対話と共感によるまちづくりを実現する上で欠かせない大切な制度であると考えております。

御質問のまちづくり基本条例審議会は、平成28年の条例制定後、定期的に開催していただいております。こうしたパブリックコメントを含め、まちづくり基本条例に定める各種規定について取組状況を報告し、様々な御意見をいただいているところでございます。先ほど理事兼総務課長の答弁にありましたように、フォーム形式による意見の提出も審議会での意見を反映したものでございます。

引き続き、審議会での意見聴取に加えて、意見箱なども含めて、形にこだわらず様々な形で市民の意見を取り入れ、パブリックコメントの効果的な運用と協働のまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） ありがとうございます。

今後の取組にさらなる期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。多様な生涯学習活動に関わる環境整備の拡充を、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

人生100年時代やS o c i e t y 5.0の到来、D Xの急速な進展、感染症への対応をは

はじめとする急速な社会環境の変化や取り組むべき課題が複雑化しています。地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められており、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されています。

こうした中で、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、一人一人の生涯にわたる学び、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資する地域における学びへの支援がより一層重視されています。

国は、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活躍できるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

山口市では、市民の文化及び教養の向上を図るとともに地域住民の交流を推進し、魅力ある地域社会の形成を目指すため、伊自良老人福祉センターを改修し、施設内に支所、中央公民館を移転した伊自良コミュニティセンターが令和4年度に開設され、高富・美山地域においても、本年度、中央公民館施設がコミュニティセンターに変更され、生涯学習活動としての利用、さらに地域交流の推進、健康増進の場など、地域活性化の拠点として幅広く利用できる施設へと進化しました。

また、市内の学校開放施設、社会体育施設の予約システムをリニューアルし、スマートロックとスマートキーボックスを導入され、利用者の利便性の向上が図られているところです。

本年度の新たな取組による変化、まだ実施期間は短いものですが、効果はどのようなでしょう。

○副議長（加藤義信） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問の生涯学習施設の本年度の新たな取組による変化、効果についてでございますが、まずコミュニティセンターでは、伊自良コミュニティセンターに加え、昨年6月から高富コミュニティセンター及び美山コミュニティセンターとして、従来の生涯学習活動から幅広く利用できる施設となりました。

両施設において、従来の生涯学習活動以外で利用していただいた件数は僅かではございますが、伊自良コミュニティセンター2階遊戯室においては、図書館や児童館主催の読み聞かせの開催や、土曜、日曜日には親子など子育て世代に多く利用していただけるようになったほか、伊自良保育園の園児たちの活動場所としての利用も増えております。

次に、学校開放施設、社会体育施設においては、新たな時代に向けたG X、D Xの推進を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、昨年12月から公共施設予約をリニューアルし、スマートロックと連携したシステムを導入しております。

スマートフォンなどによるオンライン予約とスマートロックなどの導入により、施設の解錠、施錠の利便性が格段に向上させることができたかと捉えています。特に利用者からは、鍵の受け取り、鍵の返却に係る手間がなくなり、便利になったとの御意見をいただいております。

デジタル化を推進することで、市民サービスの向上と管理業務の効率化を図ることができたと認識しておりますが、新システム施行後3か月とまだ日は浅く、今後とも利用者から御意見をいただいた場合は丁寧に聞きながら対応してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） ありがとうございます。

再質問を教育長へお尋ねいたします。

人々の価値観がモノからコトへ、多様な心の豊かさへと変化する中、生涯学習施設には地域の特性や住民のライフスタイルに応じた様々な対策が求められます。地域拠点としてのコミュニティーづくりの推進、利用者の利便性の向上、調整手続や鍵の管理、受益者負担の適正化や予算の確保などが全国的にも課題となっており、持続可能な仕組みづくりに取り組む必要があるといわれています。

山口市では、コミュニティセンターが従来の生涯学習活動から幅広く利用できる施設となったことによる多様な用途での利用者数が増加、学校開放施設、社会体育施設については、デジタル化を推進することで、市民サービスの向上と管理業務の効率化を図ることができたと認識していると取組の成果をお答えいただきました。

年齢、性別、障がいの有無などによらず、誰もが生涯学習活動に取り組むことができる、利用しやすい環境づくりを進めるためには、個別の施設、学校、地域の状況に応じ、利用可能な曜日、時間帯や対象者、実施可能な種目など、多様な活動ニーズを踏まえ、最大限施設を有効活用できる方策を検討していく必要があると考えます。

コミュニティセンター等においては、市内でも祭りやマルシェ、コンサートなどのイベントに施設が利用されることがあります。各出展者や参加者から開催に係る一部の費用負担を集める場合でも、開催団体の活動自体は地域振興のため非営利である場合などがあり、完全な営利事業とは利用料に差が必要であると考えます。既にそういった活動への配慮、対策もされているとお聞きをしますが、設定された利用料の倍率がもともと

高く、負担が大きいとの声もお聞きしております。

体育施設においては、一定の施設や時間帯に利用が集中すること、また、団体登録の基準が山県市は近隣他市の自治体に比べて高く、新たに山県市を拠点に活動を始めようとする少数市民の団体は、スタート時点では市民の人数が少なく市外団体と同等の扱いになり、場所の確保に苦慮し活動が広げにくい状況にあるという声もお聞きしております。

営利利用の基準や団体登録の基準、複数団体が効率的に活用できる時間帯や施設の特性に応じた留意など、地域事情を踏まえた施設の利用形態の見直し、生涯学習活動の環境をより一層整備していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（加藤義信） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えします。

コミュニティセンターや体育施設などの公共施設につきましては、市民及び市内団体の使用を優先した料金設定や予約システムとしているため、市外の方の施設利用や新たな団体が山県市に活動拠点を置こうとするときのハードルが高いという議員の御指摘は理解できています。一方で、自治会連合会などからは、公共施設の地元利用の利便性を上げてほしいという要望も出ています。

教育委員会としましては、現状の市民、地元の方の利用を優先する仕組みを維持しつつ、他方で人口減少による市民の利用の様相も変化してくることは避けられませんので、施設の利用目的や使用頻度などを丁寧に捉え、必ずしも一律にこだわることなく、実態に応じた改善を図ることで、将来的に市民にとって活動が充実したり、交流人口の増加によるコミュニティが広がったりする方策を検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（加藤義信） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 将来を見通した方策に期待をいたしたいと思います。

次の質問に移ります。特性や感覚の多様性に配慮した子育て環境の整備について、市長へお尋ねをいたします。

子供が健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とし、昨年度、山県市子育て応援条例が制定、施行されました。山県市では、以前より力を注いできた多種多様な子育て支援に加え、本年度は小中学生のお子さんに関する悩みを持つ保護者のワンストップ窓口として、こどもサポートセンターを開設、登校に課題のある小中学生の支援場所として、ここぷれも内設され、子供たち一人一人の育ちを尊重した支援が進められています。

子供たちが育つ中で大きな居場所となる学校や保育園には、発達障がいや感覚過敏などにより集団生活に困難を抱える子供たちもいます。

感覚過敏症は、諸感覚が過敏で日常生活に困難さがある状態。光や色、動きに対して過敏な反応を示す視覚過敏、音に対して過敏な反応を示す聴覚過敏、身体の触れる感覚に対して過敏な反応を示す触覚過敏、味に対して過敏な反応を示す味覚過敏、匂いに対して過敏な反応を示す嗅覚過敏などがあります。

刺激に関する感覚を過敏に受け取ってしまうことがある発達障がいや鬱病、認知症、脳卒中、てんかん、交通事故による脳へのダメージなどでも見られる症状です。感覚過敏の症状は周りから理解されにくく、我慢が足りないなどと誤解されがちで、子供であれば特に不快さや苦痛の原因を周りにうまく伝えられないことが多いといわれています。しかし、感覚過敏を持つ方は、適切なサポートや療法を受けることで感覚の調節が改善され、生活の質が向上する可能性があるといわれています。

カームダウン・クールダウンスペースとしての小空間、デンやアルコーブを整備した特別な空間の設置、センサリールームと呼ばれる光と音を自由に調節できる個室の設置など、刺激を回避できるスペースの導入が、多くの人が集まる空港や商業・公共施設に、そして配慮を要する子や集団生活が難しい状況の子供が保育や教育現場の中で過ごすことができる居場所や空間として整備する取組へと広がっています。

本年度、パニックの際に心を落ち着ける小スペースを設置した京都府立の高校では、試験的な運用段階で自由に使うことができるため、生徒が落ち着ける場所として使用しているという意見や、さらに増えてほしいという意見が出されていた、教室ではしんどくなるときもあるが、1人で座っているだけで落ち着くので、居場所があって助かっていると話す生徒もいると報道されていました。

発達障がいや感覚による刺激、感情のコントロールなど、あらゆる子供たちの一時避難所として安らげる空間を子供たちが育つ保育、教育の現場に整備し、山県市が必要とする子供たちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちづくりにつなげていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（加藤義信） 林市長。

○市長（林 宏優） 御質問にお答えをいたします。

特性や感覚の多様性に配慮した子育て環境の整備についてでございますが、子育て応援条例第3条において、子供が安心して育つことができるよう環境が確保されることを基本理念として推進することとしております。さらに、10条においては、支援を必要とする子供に対し、当該子供の置かれた状況及び環境に応じた必要な支援を基本施策の1

つに掲げております。

議員も御承知のとおり、特別な支援を要する子供についての合理的配慮は、障害者差別解消法に基づき、個々の状況に応じた柔軟な対応が必要であると捉えております。不登校の児童・生徒の居場所として、また、その御家族の相談機関として、こどもサポートセンター、こども家庭センターを設置したところでございますが、これらは学校や園の外の空間を活用したものであり、学校や園の内部に一時避難や心安らげる居場所を設けることも子供の個性に応じた日々の支援として重要であると考えております。

現状におきましても、教員、保育士などの思い、工夫等からなる優れた支援力により適切な環境整備がなされていると考えておりますが、今後につきましても、保育園、小中学校の空間特性及びそこで生活する子供の多様な個性に向き合い、子育て応援の理念の下、子供の望む未来へとつなげる保育、教育環境を創造していくため、議員御質問にあります施設環境を含めた子供たちにとって必要となる支援方法や環境整備の研究を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（寺町祥江） 以上です。

○副議長（加藤義信） 以上で寺町祥江議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で14時5分から再開いたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

奥田真也でございます。私からは3点質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目、岐阜県自転車条例のその後について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

令和4年4月1日に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、通称岐阜県自転車条例が制定され、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、乗車用ヘルメット

の着用努力義務、自転車の定期的な点検整備努力義務、タイヤへの反射器材の装着など交通事故防止対策の実施努力義務、県や学校などによる自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発の推進、これら5項目が主な内容となっています。

私は令和4年第3回定例会において、岐阜県自転車条例について一般質問をさせていただき、市民への周知方法などについて質問をしております。その際、理事兼総務課長より答弁をいただき、広報紙や市ホームページにて周知しつつ、自治会連合会会議や交通安全教室などを通じて周知していくと答弁いただいております。

岐阜県警察の自転車乗用中の交通事故被害状況によると、令和元年から令和5年度の5年間で自転車乗用中死者は47人、自転車乗用中死傷者全体のヘルメットの着用率は17.1%と低く、その中でも高校生は3.1%、高校生を除く20歳未満が2.5%、65歳以上の高齢者が5.4%と低い割合です。また、自転車乗用中死者47人のうち、ヘルメット非着用者の損傷部位を見ると、20人というほぼ半数近くが頭部に致命傷を負っています。さらに、ヘルメット非着用者の致死率は着用者に比べて1.7倍高い状況になっています。

そこで、理事兼総務課長に2点質問をいたします。

1点目、私が令和4年第3回定例会において一般質問をさせていただきましたが、その後、岐阜県自転車条例における周知はどのようにされているのか。

2点目、自転車乗用中におけるヘルメットの着用については、非着用と比べ1.7倍の致死率となっていることを踏まえ、命を守るためには必要と考えますが、理事兼総務課長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

最初に御質問の1点目、岐阜県自転車条例における周知についてお答えいたします。

令和6年第4回定例会での一般質問答弁と重複いたしますが、岐阜県条例の施行を受け、令和4年度には7月の広報で10月1日からの自転車乗車用ヘルメット着用に関する記事を掲載し、9月1日からはホームページで岐阜県条例の概要を掲載、10月号の広報紙では、再度ヘルメット着用が努力義務である記事を掲載いたしました。

令和5年度には、市内9つの小学校で実施した交通安全教室や夏休み学童交通教室で自転車走行時のヘルメット着用が大切であることを教え、夏休み親子交通教室でもヘルメットの着用の努力義務について周知をいたしました。令和6年度も同様に、交通安全教室でのヘルメットの大切さ、着用の努力義務について周知を行い、9月には市内小中学校生徒に岐阜県条例のチラシを配布いたしました。

次に、御質問の2点目、自転車乗車中におけるヘルメットの必要性についてござい

ますが、議員御指摘のとおり、岐阜県警察発表の資料によれば、令和元年から令和5年の5年間で自転車乗車中の事故で亡くなった方のうち、ヘルメット非着用者の損傷部位の半数近くが頭部に致命傷を負って、さらにヘルメット非着用者の致死率は着用者に比べ1.7倍ということです。ヘルメットを着用していれば、もしかすると助かった命もあるんじゃないかと思われます。

自転車乗車中にヘルメットで頭部を守ることは、事故に遭った際、自らの命を守るために有効であると考えられます。同時に、ヘルメットはあくまで事故の被害を軽減するためのものであるため、事故が発生しないよう、より一層の交通安全の啓発や対策が必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 理事兼総務課長の答弁により、私が令和4年第3回定例会において質問をさせていただいた以降も交通安全教室や親子交通教室、そして条例のチラシの配布など、啓発をしていただけていたことが理解できました。

さきの令和6年第4回定例会において、同僚議員がヘルメットの購入補助制度の創設について質問をしておりますが、命を守るためには本当に必要なものではないかと思えます。

2月14日に私の母校であります岐阜市立岐阜商業高等学校が、1日交通部長となった元中日ドラゴンズの山本 昌投手をお迎えして、交通安全教室及び交通安全啓発活動が行われ、私も出席をいたしました。その際、ヘルメットのファッションショーがありましたが、自転車用ヘルメットも多種多様です。キャップタイプやハットタイプ、UVカットのヘルメットなど、おしゃれなヘルメットもあり、お出かけしたくなるようなデザインもあり、着用した生徒は「今後はヘルメットを着用したい」との発言をしていました。

岐阜県内においては、羽島市と各務原市において自転車のヘルメット着用を推進する宣言がされています。また、2月4日に各務原市の総合重工業メーカーがヘルメット着用を社則に定め、各務原市警察署長に着用の徹底を宣言したと新聞各紙に掲載されています。

そこで、市長に再質問をいたします。

過日、市内において中学2年生が自転車乗用中に軽ワゴン車にはねられ、意識不明の重体となる事故が発生しましたが、ヘルメットを着用していたおかげもあり、意識が回復し、現在は中学校に登校しているとのこと。自動車を運転していますと、ヘルメ

ット非着用の大人や高校生がまだまだ多いと感じています。山県市においても、ヘルメット着用宣言により着用の推進をしてはどうかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

自転車乗車時のヘルメット着用は、事故に遭遇したとき、負傷の軽減につながりますし、命を守る重要なものであることは周知のとおりでございます。

先日、岐阜県警の交通部長が来訪されまして、自転車乗車用ヘルメットの着用促進についてお話をいただきました。特に高校生の自転車乗車時における死亡事故率が高く、高校生の命を守るために高校生のヘルメット着用率向上に力を入れていただきたいということでございました。

タイミングがよくとといいますか、今回御審議いただいております令和7年度の当初予算では、自転車乗車用のヘルメットの購入補助金を計上させていただいております。高校生の年齢と65歳以上の高齢者が着用するヘルメットの購入費を補助していこうとする取組につきましても説明をさせていただきました。

さらには、交通部長とのお話の中で、山県市で唯一の高校であります山県高校の生徒にも自転車乗車時にヘルメットを着用していただけるよう、新1年生にヘルメットを寄贈し、中学生には今まで個人負担で購入していただいていた自転車用ヘルメットを教材費支援の範囲内で負担する決心をいたしているところでもございます。

こうしたことによりまして、山県市における小学生から高校生に至るまで自転車乗車用ヘルメットを入手しやすくし、ヘルメット着用率の向上についても期待するものでございます。これからも自転車乗車用ヘルメット着用に関する宣言のようなものも視野に入れまして、交通安全対策などに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 市長の答弁により、ヘルメット着用率の向上に向け、いろいろな方策を考え、そして進めていただいていることが理解できました。今後はヘルメットの着用宣言なども視野に入れていただきながら、さらなる交通安全対策に努めていただき、安心・安全な山県市の実現を期待したいと思ひまして、次の質問に入りたいと思ひます。

脱炭素の取り組みについて、市民環境課長にお伺いをいたします。

2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で地方公共団体、企業、住民が主体となって排出

削減の取組を進める必要があります。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金においては、地域のニーズ、創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい重点対策を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行う、重点対策加速化事業において選ばれた148自治体の中に山県市も入っています。

2月5日に中田 宏環境副大臣による御厚意で、環境省の富安地域脱炭素事業推進課長と岡崎環境再生・資源循環局総務課制度企画室長に概要説明をしていただく機会をいただきました。その中で、他の自治体のほとんどは、市外もしくは県外事業者の協力をもって事業を推進している中で、山県市においては、市内事業者を中心に設立をした株式会社やまがたテラスによるPPA事業者が、PPA事業等を行う際に市内事業者に発注する仕組みをつくろうとしていることは大いに評価でき、また、期待をしているとのうれしいお話をお聞きすることができました。

ちなみに、PPAとは「Power Purchase Agreement」の略であり、日本語に翻訳すると電力購入契約となります。つまり、山県市においてはPPA事業者が太陽光発電設備を所有、運用し、その発電電力を市内に供給し循環する仕組みとなります。

そこで、市民環境課長にお伺いをいたします。

環境省の担当官が大いに期待する山県市の重点対策加速化事業、令和7年度が中間評価の時期ともお伺いしており、迫っておりますが、現時点での進捗状況をお伺いいたします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の脱炭素事業の現時点での取り組みについて御説明いたします。

先般、議員が環境省にて温室効果ガス削減目標への達成に向けた取組や脱炭素事業への概要、また、環境省が実施しております地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画、地域脱炭素推進交付金の事業概要をお聞きになったことと存じます。

山県市は、地域のニーズ、創意工夫を踏まえて、全国で取り組むことが望ましい重点対策を複合的に組み合わせ、加速的に実施する取組に対して支援を行う重点対策加速化事業に応募し採択を受け、令和5年度から令和10年度までの実施計画を環境省に提出し、事業を実施しているところでございます。

議員御指摘の重点対策加速化事業の中間評価につきましては、令和7年度に中間評価を受ける予定でございます。現在までの進捗状況につきましてお伝えをいたします。

令和５年度は、公共施設の省エネ設備の導入や家庭用の再エネ・省エネ補助金事業、普及活動を実施した結果、執行状況は97.2%、CO₂削減量は17.58トンとなり、これは一般家庭の年間消費電力の約５世帯分を削減したこととなります。

令和６年度は、公共施設の省エネ設備の導入や事業用、家庭用の再エネ・省エネ補助金事業、北部拠点へのオンサイトPPA事業などを実施した結果、途中集計となりますが、執行状況見込みは97.14%、CO₂削減量は585.14トンとなり、一般家庭の年間消費電力の約150世帯分を削減することができ、この間、市内で普及啓発団体やPPA事業者が設立するなど、一定の波及効果があったと思慮しております。

また、今年度、環境省の中間評価を受けられた他の自治体から状況を聞いたところ、事業計画について分析を行い、事業の執行状況や地域課題の解決、地域特性の活用、創意工夫や事業による波及効果などを照らし合わせて評価され、状況によっては計画の見直しを行うことになると同いました。

山口市の執行状況から見ますと、事業計画の中間点として執行率の成果は一定程度あると感じておりますが、事業計画に提示しましたまちづくりと脱炭素ポイントを連動させた市オリジナルの助成事業、民間団体と協働で行う事業者の再エネ・省エネ診断など、着手不十分な事業もあることから、より一層取り組まなくてはなりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○６番（奥田真也） 市民環境課長の答弁により、一定の波及効果があったと思慮されるが着手不十分な事業もあるとのことで、今後の取組に注視しつつ、よりよい評価となることを期待しております。

さて、環境への負荷を最小限に抑えることができるグリーンエネルギーの１つである太陽光発電は、何より有効な手段の１つであると言えます。太陽光パネルはいろいろな種類があるわけですが、期待寿命は25年から30年とのことです。現在市内に設置されている太陽光パネルや、今後、重点対策加速化事業において設置されるであろう太陽光パネルは、寿命が来れば交換・廃棄が必要となってきます。

質問でも述べました環境省との概要説明の中で、リサイクルについて質問したところ、着実にリサイクル技術の開発を進めるとともに、費用効率的なリサイクル技術の実装や、再生材の利用拡大により、社会全体のリサイクルコストを下げていくことが必要であり、より実効的な制度となるよう検討を進め、早期の国会提出を目指すとのことでした。

山口市は令和４年度に、令和32年、2050年までに市内で発生するCO₂の量よりも削減される量が上回るカーボン・マイナスの状態を目指すカーボン・マイナス・シティ宣言

と、地球温暖化対策の国際ルールであるパリ協定の目標達成に向けて、エネルギーの地産地消等に取り組むことを約束する、岐阜県内で初めての世界気候エネルギー首長誓約を行っています。このように、宣言や首長誓約の成功には、民間主導による重点対策加速化事業の成功が必須であり、太陽光発電のリサイクルの価格低減が実現すれば、より太陽光パネルの設置にはずみがつくものであると期待もしています。

そこで、再質問を市長にお伺いいたします。

環境省が、中間評価において、他の自治体においても先進事例となるよう期待されている山県市ではありますが、今後どのように事業を推進し、未来の山県市の姿はどうなっていくのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広） 林市長。

○市長（林 宏優） 再質問にお答えをいたします。

今後どのように事業を推進し、山県市の未来はどういった状況に、どんなような姿になっていくかという再質問でございますけれども、国の2030年度温室効果ガス排出削減目標であります46%から、山県市はマイナス1ポイント削減する47%に設定をし、宣言を行ったところでもございます。

今後、各種推進事業や啓発の活動を行うことが大切であると考えておりますし、また、2050年のこのカーボン・マイナス達成に向け、あらゆる行動の変容を行っていかなくてはならないと考えております。今後、計画であります令和10年度までは重点対策事業を軸に関係事業者らと協力して事業を展開してまいります。

こうした6年間の状況等を鑑みますと、省エネ機器や再エネ機器の導入更新を図っていくことですか、また、クレジット制度、J-クレジットとかG-クレジットがございますけれども、そうした活用も検討しなければいけないと思っておりますし、そして、いわ桜のコミセンに今、ZEB化のコミセンを造っておりますけれども、そうした公共施設へのEV車の導入と充放電設備の設置などを計画し、また、充実を図っていかねばならないと考えております。

電化製品の更新の際、省エネに関する製品を検討することですか、また、脱炭素削減活動に触れるポイント制の導入なども、まだ実施できるところまでには至っておりませんが、そうした制度も考えていかねばいけないと考えております。

世界や日本の最新技術の情報も収集しながら、新たな脱炭素社会のサポートができる体制づくり、計画づくり等を考慮していきまして、次の10年後の展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 市長の答弁により、最新技術の情報も収集しながら計画的に今後も進めていただけるということですので、ぜひ、今後も推進をお願いしたいと思います。

山口市においては、カーボン・マイナス・シティ実現に向けた民間主導による地域裨益型再エネ・省エネ事業の拡大計画として、環境省のホームページに記載がされております。しっかりとした成果を残し、全国でも有名な山口市となるよう期待し、次の質問に入りたいと思います。

こどもたちの未来のために、学校教育課長、子育て支援課長にお伺いをいたします。

1月8日に、山口市保健福祉ふれあいセンター内に切れ目のない子育て支援を実現する総合拠点が開設されました。1階にはこども家庭センター、こどもげんきはうすが、2階と3階にはこどもサポートセンターが、3階はここぶれが新設され、小学校から高校生の子供たちだけではなく、その保護者も含めた総合的な支援が可能となり、山県学園構想を支える1人も取りこぼさない教育が実現できる仕組みが出来上がったと思っています。

12月14日に、山県学園オープンスクール2024による公開授業が実施され、市内の小学校9校、中学校3校の12校による合同授業や特徴ある取組などを見学することができ、ますます山県学園構想が進化していくところを見ることができました。ここぶれも見学会が実施され、他市の市議会議員や県外の方々も見学されており、山県学園構想が市外においても関心が高いことが伺えました。

1月29日には、高富中学校2年生の生徒と市議会議員との意見交流があり、子供たちの山県市の思いを知ることができました。それぞれのグループのプレゼンは、私にとっても子供たちの思いや気持ちを知ることができ、大変参考になり、また、実現できたら面白いと考えるものもありました。

また、保育園については、高富保育園と富岡保育園が令和5年4月1日に民営化され未満児保育の充実が図られています。私は今回、高富保育園、富岡保育園、みやま保育園、それぞれお伺いし、現状を視察させていただきました。

高富保育園では、伺った途端に不審者訓練が実施されており、先生の指示で子供たちが真剣に園舎内に走って避難する姿や、手話を使った歌を歌うなど、感動する場面を視察することができました。

富岡保育園では、隣の富岡小学校の児童による読み聞かせを拝見でき、真剣に園児が聞いている姿、終わった後の皆でハイタッチをしている姿に感動させていただきました。

みやま保育園においては、木育が進んでおり、木や自然に親しむ姿、ものづくりを一生懸命やっている姿、園児も保育士も笑顔が絶えない現場を視察し、本当に感動をいたしました。

それぞれ視察させていただき、現場の声をいろいろお伺いしましたが、全てに共通し印象に残っていますのは、未満児が定員いっぱいになっているという点です。市長による未満児保育の無償化、これの成果があつという間に出ている状況は先見の明があるとしか言いようがなく、効果が絶大であると思います。未満児がそのまま3歳以上児につながり、山県学園につなげていくことができれば、人口減少対策にもつながるのではないかと大いに期待しているところであります。

そこで、学校教育課長、子育て支援課長にお伺いをいたします。

こどもに関する総合拠点が1月に完成したことにより、山県学園構想が進化をしたと考えます。今後の山県学園構想、どうなっていくのか。また、高富中学校と市議会議員との意見交流をほかの中学校や小学校でも実施していただきたいと思いますが、それについてのお考えを学校教育課長に。

保育園から高校まで、保育、教育から医療まで手厚いということをアピールしていただきたいと考えています。保育園と小学校、保育園と中学校というような、連携を今まで以上にさせていただくことで、相乗効果を生むことにつながるのではないかと考えますが、それについてのお考えを子育て支援課長に。

それぞれお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山県学園構想の今後についてですが、山県こどもサポートセンターを含む市内小中学校のいずれかに自分の学び場がある、このことが山県学園構想を進める上での前提であり、こどもサポートセンター内に学習できる空間が整備されたことで、全ての子供の成長が保障できると考えて捉えております。

万が一、学校に通いづらくなったとしても、学習の場や進学、就職という自己実現の機会は保障されなければなりません。

令和7年2月1日現在、1,591人の小中学生のうち13人がこどもサポートセンターに通い、2人の中学3年生の生徒はいずれも高校進学を目指しております。

他方、合同授業により教育の質を保障することを目的とした山県学園構想につきましては、次年度より大学と連携して客観的な評価に基づく教育方法の改善という段階を考えております。小規模を生かした異年齢による自由進度の学習や、少人数で社会課題を

探求する学習など、学ぶ楽しさそのものを感じ取る主体的な教育に挑戦してまいります。

御質問の２点目、市議会議員との意見交流についてですが、児童・生徒の学習が教科書の中だけで完結するだけではなく、社会との接点の中で考えることは極めて重要であると考えています。これまでも児童・生徒が調べたり考えたりしたことを第三者にプレゼンすることは行われてはきましたが、プレゼンすること自体が目的化したようにも感じます。

今後は、児童・生徒自身が議論する対象が誰なのかを明確にした課題解決的な学習への発展が必要であり、このことは教育委員会が議論の対象を示唆するよりも、教員が学習の主体者である児童・生徒と話し合い、対象をその都度設定していくものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

保育園と小学校、中学校の連携を強くしていくことによる相乗効果についてでございますが、現在、保育園におきましては、小学校入学に向けた年長児の小学校訪問交流や、地域の保育園を知る機会としての小学生の保育園訪問などが実施されております。

内容といたしましては、小学生が作成したおもちゃを使った交流や、絵本の読み聞かせなど、様々な形式で実施いたしております。この連携は就学前の園児にとって、これから通う小学校がどのような場所か知り、小学生や小学校の先生を身近に感じることで教育へと移行するために大切な経験となり、小学生にとっては保育園児との関わりにより自分の成長を実感し、思いやりの心を育む機会となります。

また、中学生が保育園を訪れて行うふれあい体験学習では、園児はふだんは体験できない異年齢との遊びや交流を得る機会となり、中学生は乳幼児を受け止めることにより乳幼児への肯定的な思いや理解を醸成するとともに、養育する側としての役割を考え、将来の生活、職業など、自分自身の将来を考える機会にもなります。

どちらも在園、在学する単独の生活では得られない経験であり、子供の成長にとって大切な連携であると考えております。

また、自然体験など、乳幼児期に出会った体験を大切なイメージとして引き継いでいくことで、郷土愛を持った子供に成長していくなどの相乗効果も期待されるため、今後も小中学校と連携、連続した事業を進めていけるように努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 学校教育課長の答弁により、次年度より大学と連携して客観的な評価に基づく教育方法の改善という段階に入るとのこと、さらに山県学園構想が進化していくと感じます。教育長、そして学校教育課長をはじめとする教育委員会の皆さんの御尽力によるものだと思います。今後もわくわくが止まらない教育を目指していただきたいと思います。

また、子育て支援課長の答弁により、小中学校と連携、連続した授業を今後も進めていただけるとのこと、山県市の子供は園児から児童・生徒に至るまで大きな相乗効果を得ることができるのではないかと思います。PTAや保護者会、子ども会育成会なども連携しながら子供の成長が見守れる、行政だけでなく保護者の皆さんも参画し、よりよいものになると期待したいと思います。

さて、東京都にある短大の学長や愛知県の大学の准教授より連絡があり、山県学園構想について詳細が知りたい、何かしらの形で山県学園構想を応援したいなど、話を聞くことができ、また、市外の地方議員の皆さんからも視察をしたい、アドバイスが欲しいとの声も聞こえてきています。子供目線の視点からスタートした山県学園構想は、本当に全国的にも知名度が上がってきたのではないかと感じているところです。

また、2月5日に中田 宏内閣府副大臣の御厚意で、文部科学省の高橋総合教育政策局政策課課長補佐に山県学園構想についてのお話を伺う機会をいただきました。課長補佐は、学校の統廃合は最終手段であり、新たな取組である山県学園構想は文部科学省としても大変注目しており、成功事例となることを期待するとのことでした。

また、保育においては未満児保育の定員がどの園においても定員いっぱいであるとのこと、適正配置になってはいますが、保育士の皆さんにも家庭があります。お子さんがインフルエンザなどで学校を休んだり、本人が体調不良で休んでしまえば、保育士の人数が不足してしまい、園の運営に支障を来してしまいます。市のホームページを確認しますと、保育士の募集をさせていただいていることを確認しております。1人でも多くの保育士の確保をお願いしたいところでもあります。

そこで、学校教育課長と子育て支援課長に、再質問をそれぞれ2点いたします。

学校教育課長には、1点目、このすばらしい山県学園構想をもっともっと市外の方々に知っていただくことで、児童・生徒が増えていくことにつながると考えておりますが、それについてのお考えは。2点目、今後、学習指導要領や教員の負担軽減の観点もあるので難しいかもしれませんが、木育や手話などの保育園での取組を小学校でも継続できる仕組みというものはつくれないのか。

子育て支援課長には、1点目、適正配置ではありますが、保育士が休んだ場合のこと

を考えれば余裕を持った配置も必要ではないかと思いますが、それについてのお考えは。
2点目、それぞれの保育園の特徴や取組を一覧にして、市民や入園を希望している方々に分かりやすくホームページなどでアピールすることで園児が増え、それにより児童や生徒が増えていくことにつながるのではないかと思います、それについてのお考えは。

それぞれお聞かせください。

○議長（吉田茂広） 平工学校教育課長。

○学校教育課長（平工雅之） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、山県学園構想のさらなる周知についてですが、多くの自治体において本市と同様に児童・生徒数が減少し、学校統廃合の議論がなされていることは承知をしております。

山県学園構想につきましては、今年度、県内外からの視察のみならず、第38回自治体学会鹿児島大会において、「少子化時代の小規模学校の存続、統廃合しない選択肢を探る」というテーマで発表する機会をいただきました。また、一般社団法人日本子育て制度機構から期待の新制度部門として大阪で表彰を受けたところです。これらの学会での発表や表彰式の様子はネット上にアップをされております。

これまでの議員の広報活動には感謝するとともに、教育委員会としましては粛々と山県学園構想を子供のために発展させてまいります。

2点目の、木育や手話などの保育園での取組を小学校でも継続できる仕組みづくりについては、現時点におきましては一律の取組を教育委員会が進めるという考えはございません。様々な今日的な課題に対して、木育や食育等、「〇〇教育」として学校教育の活動に位置づける傾向にはありますが、家庭や地域社会を含めた教育の場で進める方策について検討することも必要であるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目、適正配置ではあるが、保育士が休んだ場合を想定した配置の必要性についてでございますが、市立保育園における保育士が休んだ場合の配置につきましては、ほかの市立保育園の保育士が支援に入り、両園の保育に支障を来さないよう調整を行い、安全な保育運営に努めているところでございます。

全国的な傾向及び近隣の保育士養成機関への聞き取りなどからも、保育士養成数が減少傾向にある中、各園に一定数の保育士は配置されておりますが、さらなる保育士の配置までは至っていない状況でございます。今後も各園運営の状況に応じた一定数の加配

は必要となると考えており、その確保に向け、現在、市立保育園の保育実習生や保育士養成機関などへの調査により、保育士になる際の不安や希望を聞き取り、相談にも応じることでニーズを研究しているところです。新たに保育士になる方を含めた潜在的な人材に魅力を伝えるとともに、子供人口の減少と保育ニーズの変化を適切に把握し、必要な保育士の確保に努めてまいります。

御質問の2点目、各保育園の特徴や取組を一覧にして、希望している方にホームページなどによる分かりやすいアピールを行ってはどうかについてでございますが、現在、保育園におけるホームページの活用及び特徴ある出来事の更新などについて、園長を中心に研究しているところであり、各園の特徴が今後発信されていくと考えております。

市立保育園において、最も大きな特徴である自然体験保育などについては、ホームページ、プレスリリースなどを通じ、随時情報発信しているところですが、市内外にも特色として認知が進んでいると考えております。

また、本年2月からは、子育て世代の利用者が多いこどもげんきはうす前及び市役所ロビー内のデジタルサイネージにおいて、市立保育園の自然体験プロモーション動画を再生いたしており、立ち止まって視聴されるお客様がお見えになるなど、好評を得ているところでございます。

今後につきましても、情報発信を含め、引き続き様々な媒体、機会により市立保育園のよさを伝えてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 一般社団法人日本子育て制度機構のホームページにて、期待の新制度部門賞のページを見ると、動画が配信されています。山県学園構想の紹介と教育長の挨拶などが配信されています。その動画の最後に、教育長からの「私から伝えたいメッセージ」には、「選択肢のいろんな中から、みんなで夢を見ながら、結論を求めていくのが大事だし、絶対それを大切にしていきたい」、このせりふを聞き、私は感動し、何度も聞き直しました。この教育長の言葉こそが今の山県学園構想です。

私は議員という立場ではありますが、山県市のPRをしなければいけないと思いながら日々活動しております。今まで市外において山県学園構想の概要説明や寄稿、対談をさせていただいており、今後は講演の依頼も入っており、山県学園構想について話をしようと思っておりますが、この教育長の思いもしっかりと伝えていきたいと考えております。

最後に、保育も教育も山県市は最高の環境ができているのではないかと思います。今

後も子供のことを最優先に捉えていただきつつも、さらに進化していくことを大いに期待し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で奥田真也議員の一般質問を終わります。

通告順位 8 番 河合雅俊議員。

○1 番（河合雅俊） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは 1 点、糖尿病重症化予防対策について、市民環境課長、理事兼健康介護課長へ質問をさせていただきます。

我が国では、高齢化が進む中で生活習慣と社会環境の変化に伴い、糖尿病患者数の増加が大きな課題となっています。

糖尿病は自覚症状が少ない疾患の 1 つであり、気がつかないまま放置しておくと、糖尿病性腎症、神経障害、網膜症などの合併症を引き起こす可能性があります。その中でも、糖尿病性腎症は進行すると人工透析に移行します。

令和 4 年度に取りまとめた、厚生労働省の国民医療費の概況によると、糖尿病の日本の医療費は約 1.2 兆円であり、医科診療医療費全体の 4.4% を占め、さらに人工透析の原疾患の 4 割以上が糖尿病性腎症といわれております。

人工透析にかかる 1 人当たりの月額医療費は約 40 万円、年間約 500 万円、国内の透析患者全体の年間総額は約 1.57 兆円を要するなど、医療費全体から見ても大きな課題となっております。

山県市国民健康保険の第 3 期データヘルス計画によれば、本市の外来医療費疾患別割合の上位 1 位は糖尿病となっており、全体の 9.6% を占めていることから、糖尿病対策、特に人工透析につながる糖尿病性腎症の予防対策が急務となっております。

以上のことを踏まえ、3 点、お尋ねします。

1 点目、2 点目を市民環境課長にお尋ねします。

1 点目、本市の国民健康保険加入者及び後期高齢者事業対象者における直近の糖尿病患者の治療者数及び透析患者数、また、糖尿病治療中の方で透析治療を受けられている方の割合。2 点目、過去 3 年間の透析治療にかかった医療費をお尋ねします。

あわせて、3 点目を理事兼健康介護課長にお尋ねします。

糖尿病に対する、これまでの市としての取組をお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の 1 点目、直近の糖尿病患者の治療数及び透析患者数、透析を受けている方の

割合についてでございますが、直近、令和５年度の国民健康保険並びに後期高齢者医療制度の被保険者レセプト、医療機関が保険者に医療費を請求するために発行する診療報酬明細書からの集計結果をお伝えいたします。

まず、国民健康保険の被保険者が医療機関で治療したもののうち、糖尿病の治療をした方は延べ１万１千１百七十一人、一月当たり八百四十七・六人。令和６年度３月末時点の被保険者数は五、千三百七十三人でしたので、全体の一五・八％となります。その期間の透析患者数は二十四人で、うち十人が糖尿病の治療をしている透析患者でした。

また、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関で治療したもののうち、糖尿病の治療をした人は延べ一萬九、千八百一十二人、一月当たり一、千六百五十一人、令和６年３月末時点の被保険者数は五、千一百一十二人でしたので、全体の三二・四％となります。その期間の透析患者数は三十六人で、うち十三人が糖尿病の治療をしている透析患者でした。

御質問の２点目、過去３年間の透析治療にかかった医療費についてでございますが、国民健康保険の令和３年度は一億三千、九百一十一万三千、二百五十円、令和４年度は一億四千、百三十一万六、千五百円、令和５年度は九、千二百六十二万六、千五百九十円で、各年度増減のある状況でございました。

後期高齢者医療制度では、令和３年度は一億一、千五百九十七万七、千九百九十円、令和４年度は一億二、千三百七十五万六、千六百円、令和５年度は一億四千、二百一十九万四千、三百六十円と増加傾向でございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の３点目、糖尿病に対する市の取組についてですが、市民に向けての糖尿病予防を周知する取組としましては、令和６年１月に山県医師会主催の市民公開講座を開催し、糖尿病予防に関する啓発活動については、広報や市民対象に開催しているまちの保健室などを通じて行っております。

また、市民自身の健康状態を確認し、糖尿病をはじめとする生活習慣病等の早期発見、早期治療を目的に、毎年６月から１０月には特定健診や後期高齢者健診を実施しています。その後、健診結果に伴い、保健師や管理栄養士が生活習慣の改善のための特定保健指導を行っております。さらに、糖尿病等の重症化リスクがより高い方に対しては、医療機関と連携し、受診勧奨や保健指導を行い、人工透析などの重症化を防ぐ取組を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○１番（河合雅俊） 再質問させていただきます。

市民環境課長の答弁により、山県市の国民健康保険並びに後期高齢者医療制度の方で透析治療を受けられている方が、合わせて現在60名みえることが分かりました。そして、透析治療費に年間2億円から3億円近く医療費がかかっている実態が分かりました。

先ほども申し上げましたが、1人当たりの透析治療にかかる医療費は年間約500万円といわれております。ということは、透析治療を受けながら20年間生活を送るためには、1人当たり1億円の医療費が必要となります。

これは私が前議会において質問をさせていただいた重複多剤投与にかかる医療費の課題と同様に、本市における医療費適正化に関わる喫緊な課題でもあると考えております。そして何より、透析治療を受けられている方の多くの方が週3回の通院を受け続けなければならないという身体的負担も考えていかなければなりません。

理事兼健康介護課長の答弁にありましたこれまでの取組、糖尿病予防の市民講座や、まちの保健室など、開催は地域の皆様の健康意識の向上に寄与する大変有意義な取組であると感じております。

その一方で、このような健康講座やイベントへの参加をされる方は、もともと健康意識の高い方が多く参加されるケースも見受けられます。そのため、今後は糖尿病治療群を対象とした講座の開催や、糖尿病ハイリスク群、特に糖尿病性腎症患者への個々のアプローチの仕方を、市の保健師、栄養士、医師や薬剤師と、より連携し取り組む必要があると考えております。

他の自治体を見ると、糖尿病性腎症重症化予防事業をソーシャル・インパクト・ボンドを活用して行った自治体や、地域薬局を活用して行っている自治体もありますが、人口規模、予算の規模、地域の特性に合った事業の構築が必要であると考えております。

以上のことを踏まえ、理事兼健康介護課長に再質問いたします。

山県市の糖尿病性腎症重症化予防事業の今後についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の糖尿病性腎症重症化予防事業の今後の取組についてですが、現在、山県市では、慢性腎臓病の重症化予防対策を山県医師会と連携し、岐阜保健所の助言、支援を受けて行っております。

対策としては、特定健診の結果を基に糖尿病、慢性腎臓病に関して受診を勧める基準を定め、該当者の中から、まずはふだん生活習慣病などで医療機関にかかっていない人へ保健師が訪問等をしております。そして、健診結果の見方や医療機関の受診の必要性を説明し、受診勧奨を行っております。また、該当者へは連絡票を渡し、受診の際に医

師へ提出してもらい、受診結果を医師より医師へ連絡をいただく体制になっております。

令和５年度慢性腎臓病関連では、受診勧奨した結果、半数が医療機関を受診されました。今後も透析治療への移行を予防していくために、健診結果を最大限に活用した早期の対応に努め、また、関係機関との連携を深め、糖尿病性腎症重症化予防事業をより一層充実させ、取り組んでまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 河合雅俊議員。

○１番（河合雅俊） 健診結果に基づいた保健師の訪問等での受診勧奨、その半数が医療機関の受診へつながっていることは、大変素晴らしいことだと思います。

その一方で、糖尿病は自覚症状が少なく、また、治療効果が分かりにくい疾患でもあります。だからこそ、地域の皆様一人一人が自らの健康に関心を持ち、継続的に健康管理に取り組めるような環境づくりが必要です。患者とその支える御家族がともに健康的な生活を送れるよう、今後、さらに効果的な取組を推進していけることを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 以上で河合雅俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で３時１５分から再開いたします。

午後３時０２分休憩

午後３時１５分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位９番 操 知子議員。

○１０番（操 知子） 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問を行います。

１点目、一時保育について。

山口市では、山口市こども計画が上程され、国においてはこども誰でも通園制度が本年度に制度化、2026年には本格的始動するところであります。

そこで、保育士を確保し、体制を整えていることが保育園における一時保育の前提ではありますが、山口市における一時保育の対象を１歳以上とする理由について、子育て支援課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

山口市の保育園において、一時保育の対象を１歳以上とする理由についてでございます。

すが、平成19年度に一時保育事業が実施開始されて以降、現在まで対象は生後12か月以上のお子様となっており、各保育園の保育体制の中において、お預かりできる余裕がある場合に活用する余裕活用型で一時保育を実施いたしております。余裕活用型で実施しているため、職員配置や集団的保育での保育園生活に慣れていない零歳のお子様を一時的に預かることへの現場保育への負担などの理由により、12か月以上と設定されております。

なお、近年は保育園での早期の未満児保育増加に伴い、一時保育ニーズが減少傾向にあるものの、現状の制度を維持しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問を行います。

ゼロ歳から未満児を含めた保育料が無料化となる中、保育園の利用者数は令和7年3月31日時点において、公立5園と私立3園、保育部分を合わせて271名となり、一時保育の利用者数は過去3年余りを見てみますと、令和3年度、未満児16名延べ148回、以上児ゼロ名。令和4年度、未満児19名163回、以上児4名43回。令和5年度には利用が減少し、未満児9名26回、以上児2名20回となり、ちなみに令和6年度には7月時点における数値となりますが、未満児4名13回、以上児ゼロ名となります。

山県市では保育料の無料化や民営化などが施行されておりますが、そんな中、一時保育における課題も浮き彫りになっているのが現状であります。

国では、2026年から本格化始動する、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業が、2024年9月時点において社会福祉法人や学校法人、公立やNPO法人などの798か所で実施されており、就労状況に関係なく全ての子供が時間単位で利用できる体制が整いつつあります。

しかし、こども誰でも通園制度は現段階において生後6か月からの未満児が対象となっており、山県市における一時保育と合わせても対象とならない子供がいることも事実であります。

実際に、現状において、2か月から1歳未満の子供が山県市で利用する場合、1時間800円の民間施設を利用することになり、4時間を月1回預ける場合には3,200円、月合計で10時間預ける場合には8,000円となります。月10時間では3回しか利用できないこととなります。

生活と育児に追われる中、少しでも多くの時間を子供と過ごしてあげたいという声を、私はこどもまんなか応援サポーターとして見守り、子供の育成をサポートする必要がある

るかと考えます。

保護者の就労をはじめとして妊娠や出産、病気、介護や看護など、仕事や家庭環境が多様化する中、一時保育の年齢緩和が必要であるかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、現状において、2か月から1歳未満の子供が山県市内の民間施設を利用する場合には、1時間当たり800円となり、一時保育を利用する場合の1時間当たりの利用料、未満児350円、以上児250円と比較しても保育にかかる利用料負担が重くのしかかってまいります。そこで、利用料負担の差についてどのようにお考えでしょうか。

以上、2点について、子育て支援課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目、一時保育の年齢緩和についてでございますが、一時保育を含む全ての子育て支援事業の安全で安定した実施に際し、支援する側の人材の確保、質の確保も重要になります。

保育園における一時保育の年齢緩和に関しましても、各園の定員設定及び保育人材のさらなる確保等とニーズの傾向などを考えると、緩和は難しい状況にはありますが、令和8年度に全国展開を控えておりますこども誰でも通園制度の実施を踏まえ、利用する皆様のニーズに少しでも近づけるように慎重に研究を進めてまいります。

御質問の2点目、民間事業との利用料の負担差についてでございますが、御質問の1点目でお答えしたとおり、1歳未満の一時保育については、今後、慎重に研究を進めさせていただきますが、1歳以上の市内の保育園における一時保育は、現状の保育体制の中においてお預かりする枠がある場合に利用する余裕活用型で実施しているところであり、集団の中での保育となります。

一方で、民間が実施する子育て支援サービスは、各事業者の特性を生かしたサービスや個別に近いお預かりをするなど、多様なサービスを自由に行うことができると考え、行政の立場としてその比較をすることはできません。

なお、市の一時保育の利用料につきましては、今後、開始が予定されます同様のサービスであるこども誰でも通園の保護者負担額との調整も必要であり、利用しやすいサービスとなるよう研究を進めているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 次の質問に移ります。

こどもコミッショナーの設置について。

令和4年度第4回定例会において、一般質問を行いました。こどもコミッショナーとは、特に人権侵害を受けやすく弱い立場にある子供の権利が守られているかを、行政から独立した立場で監視し、調査や勧告をする権限を持つ機関であります。

現状、子供に対するいじめや不登校、自殺や虐待など、子供を取り巻く状況が深刻化している中、現在の制度では救われない子供が増えております。人権侵害や社会的な不利益を受けた際には、関係機関や団体などと連携した包括的な支援が必要となりますが、現段階において、こどもコミッショナーの設置をどのようにお考えでしょうか。子育て支援課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

こどもコミッショナーの設置については、令和4年第4回定例会において、市の状況を踏まえ設置の検討を行っていくとお答えしていたところでございます。

その後、令和6年3月に子育て応援条例が制定され、子供の健やかな成長及び自立が図られるとともに、子供の権利が尊重されることのほか、子供が安心して育つことができる環境確保、社会全体での子育て応援の意識醸成、市、保護者、地域住民、学校など、それぞれが認識し、子育て応援に主体的に取り組むとともに、相互に連携、協働して子育て応援に取り組むことを理念に、主に5つの基本的施策にまとめて実施するものとされております。

現在、その理念の下、こどもサポートセンター、こども家庭センターなどを中心に、子供の声に寄り添い、子供の思いに沿った未来につなげることができるように、地域の支援機関の声もお聞かせいただきながら、連携の上、サポートを進めているところであり、市内それぞれの支援機関の子育て、子育ての力が発揮されつつあるところであると考えております。

また、それらの連携等において、こどもコミッショナーの機能、理念を十分に補完していると考えておりますので、山口市の子育て支援、子育て応援の特徴であります現在の体制をさらに成長させていくことが重要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 再質問に入ります。

こどもコミッショナーは、子供に関連する人や子供自身からのものを含む苦情申立てに対応して、必要な救済を提供することも大切な役割であります。

例えば、いじめの被害を受けたとき、被害を受けている子供や保護者の相談窓口となり、事実確認や調査、場合によっては原因や背景を探り、加害者と被害者の双方に対して適切な対処を提案し、学校や教育機関と連携し、学校や自治体に対して改善提案を行い、被害に遭った子供が心のケアを受けるためにサポートする役割を担います。問題が深刻で学校での解決が難しい場合には、外部の独立した機関として学校や教育委員会の枠を超えてアドバイスやサポートをします。

虐待を受けたときには、子供の声を代弁し、虐待の早期発見のための事実確認や調査、必要に応じて児童相談所や警察などの関係機関と連携し、心理的サポートや法的支援、医療支援をつなぐ役割を果たします。また、身体的、精神的虐待や、無視や放置などの不適切保育の疑いがある場合には、保育施設の運営状況や関係者からの聞き取りなどの調査、確認、必要に応じて児童相談所や行政機関、警察などの関係機関と連携し、改善指導や助言、関係者や一般市民に対する報告などを行い、社会全体で子供の福祉を守る意識を高める役割を担います。

このように、子供に関する権利や福祉の問題は法的な側面が強いこと、子供の権利や福祉を保障するために法的な枠組みの中で活動すること、子供の利益を最優先にして活動するため、法的に中立で客観的な立場を取る必要性があること、子供の権利を守るために政府機関や法定との連携が必要となる場合があることなどから、こどもコミッショナーの役割には法律的な知識やスキルが欠かせないため、弁護士とサポート役の相談員が担うことが適しているのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

現行のこどもサポートセンターやこども家庭センターが担う場合、その点をどのように進めていくお考えでしょうか。

以上について、子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えいたします。

こどもコミッショナーの役割には法律的な知識やスキルが欠かせないため、弁護士とサポート役の相談員が担うことが適しているのではないかと、また、現行のこどもサポートセンターやこども家庭センターが担う場合、その点をどのように進めていくかについてでございますが、こどもコミッショナーのような役割を担うには、当然のことながら相談所、法的な側面が必要となる場合もあると考えております。また、それと同時に当事者目線となり、問題を見極めるための傾聴力、伴走力、医療的知見なども重要となります。

御質問にありますような弁護士と相談員による対応については、様々な相談員などを

有するこども家庭センター、こどもサポートセンターなどの機関が、地域の支援機関、県の子ども相談センター、女性相談支援センター及びそれぞれが持つ法的な知見などにより構成される市の要保護児童対策地域協議会などのネットワークを活用することで、それぞれが持つ多くの知識、スキルが相互に補完され、小さな声の段階から寄り添うことができる体制として十分に対応できていると考えております。

これらの体制を備えた上で、こども家庭センターが役割を担っていく場合についてでございますが、こども家庭センターの支援機能の1つとして、子供や母子保健サービス、子育て支援を必要とする妊産婦、子育て世代などに確実に支援を届けるため、支援のマネジメントを行うサポートプランを個別に作成して支援を進めていく業務がございます。

このサポートプランは、支援する側の思いだけでつくるものではなく、当事者である子供、保護者などの対話を重視し、情報を共有しながら提供される支援と将来を意識したプランを進めていくものであり、サポートを深化させていただくために、時に要保護児童対策地域協議会のような幅広い見識を持つ連携体制を活用し、当事者の意見に寄り添ったきめ細やかなサポートを行っていくこととなります。

このように、こども家庭センター、こどもサポートセンターが設置されています現下においては、子供や親にとって意見を伝えやすい環境を整備し、その意見を尊重した成長プランなどをともに進めていくことが体制整備の根幹であり、こども家庭センターなどの機能を推進させていくことが、子供や保護者の皆さんの意見を尊重した、それぞれの成長につなげるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 3点目の質問へ入ります。

飲酒運転の撲滅について。

飲酒運転による事故は重大な被害をもたらし、一瞬にして命や財産を奪う可能性があり、撲滅における自治体の役割は非常に重要であります。

これまで、各自治体においてポスターやチラシ、講演やワークショップなどの啓発活動の強化や警察と連携した取締りの強化、公共交通機関の充実や飲酒後の代替交通手段の提供、企業や団体との協力、小学校や中学校、高校と連携した交通安全教育プログラムの実施や地域特性に合わせた施策、市民によるパトロールや飲酒運転防止キャンペーンなどの市民参加型イベントや活動などが講じられてきております。

そこで、今後の取組について、理事兼総務課長にお考えをお尋ねします。

○議長（吉田茂広） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦） 御質問にお答えします。

飲酒運転の撲滅についての今後の取組についてでございますが、議員御発言のとおり、飲酒運転は重大な事故につながる可能性が高い危険で悪質な行為でございます。

改めて申し上げるまでもございませんが、飲酒運転はアルコールを含む飲食物を摂取し、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為でございます。アルコールには麻痺作用があり、脳の働きを鈍くさせるとされており、お酒に酔うと安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下し、気が大きくなって速度超過などの危険な運転をしたり、危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキを踏むまでの反応時間が長くなるなど、交通事故に結びつく危険性が高くなります。

過去の痛ましい事故が社会問題化したことなどで、道路交通法が改正されるなどして飲酒運転に対する行政処分や罰則が厳罰化されてきております。

そのほかにも警察による取締りの強化や、飲酒運転の危険性や交通事故の実態についての広報、四季の交通安全運動などの取組により、平成12年には全国で1,276件ありました飲酒運転による死亡事故の件数が、令和5年には112件と減少してまいりました。

山県警察署管内では交通取締りによる飲酒運転の検挙数は、公表データ、直近3か年で令和3年に2件、令和4年に4件、令和5年に1件の計7件でございます。飲酒関連の事故は令和5年に1件でございましたが、死亡事故ではございませんでした。

この数字は、山県市の令和5年運転免許保有者1万8,126人に対し、他の管内と比較して決して多いものではないと思っております。さらに申し上げれば公表データは管内の検挙数や事故数で、必ずしも市民であるとは限られません。

いずれにいたしましても、飲酒運転はなくしていかなければならない悪質な犯罪行為でございますので、これからも山県警察署と協力して交通安全啓発を行ってまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 農村部は都市部に比べて伝統的な文化や風習が色濃く残っていることもあり、特に伝統的な行事や祭りなどでは飲酒が文化として根づいていることも多く、その後の帰宅手段が課題となる場合もあります。少しの距離だから、人通りが少ないからといった意識が飲酒運転を容認してしまう風土につながることはないよう、今後も啓発に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（吉田茂広） 以上で操 知子議員の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

21日金曜日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時39分散会

令和7年3月21日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月21日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和7年3月21日

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

- | | |
|-------|--|
| 議第19号 | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議第20号 | 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について |
| 議第21号 | 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 議第22号 | 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 議第23号 | 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第24号 | 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について |
| 議第25号 | 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議第26号 | 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議第27号 | 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について |
| 議第28号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について |
| 議第29号 | 山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 議第30号 | 山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第31号 | 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について |
| 議第32号 | 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について |
| 議第33号 | 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について |
| 議第34号 | 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について |

- 議第35号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第36号 山口市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第37号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第38号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第39号 令和7年度山口市一般会計予算
- 議第40号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第41号 令和7年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第42号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第44号 令和7年度山口市水道事業会計予算
- 議第45号 令和7年度山口市下水道事業会計予算
- 議第46号 山口市こども計画の策定について
- 議第47号 山口市都市計画マスタープランの改定について
- 議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

	条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
議第46号	山県市こども計画の策定について
議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）
日程第3	討 論
議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第41号 令和7年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第42号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第44号 令和7年度山口市水道事業会計予算
- 議第45号 令和7年度山口市下水道事業会計予算
- 議第46号 山口市こども計画の策定について
- 議第47号 山口市都市計画マスタープランの改定について
- 議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

日程第4 採 決

- 議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
議第46号	山県市こども計画の策定について
議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）
日程第5	発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について
日程第6	質 疑
	発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について
日程第7	討 論
	発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について
日程第8	採 決
	発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

○本日の会議に付した事件

日程第1	常任委員会、特別委員会委員長報告
議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算

- 議第40号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第41号 令和7年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第42号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第44号 令和7年度山口市水道事業会計予算
- 議第45号 令和7年度山口市下水道事業会計予算
- 議第46号 山口市こども計画の策定について
- 議第47号 山口市都市計画マスタープランの改定について
- 議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について
- 議第49号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第19号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議第21号 山口市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第23号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第24号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第25号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第26号 山口市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第27号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第28号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第29号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第30号 山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第31号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例について

議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について

議第33号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第34号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について

議第35号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第36号 山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議第37号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）

議第38号 令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第39号 令和7年度山県市一般会計予算

議第40号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算

議第41号 令和7年度山県市介護保険特別会計予算

議第42号 令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

議第43号 令和7年度山県市高富財産区特別会計予算

議第44号 令和7年度山県市水道事業会計予算

議第45号 令和7年度山県市下水道事業会計予算

議第46号 山県市こども計画の策定について

議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定について

議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について

議第49号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 討 論

議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第20号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について

議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議第23号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第24号 山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第25号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議第37号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山県市一般会計予算
議第40号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山県市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山県市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山県市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山県市下水道事業会計予算
議第46号	山県市こども計画の策定について
議第47号	山県市都市計画マスタープランの改定について

議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）
日程第4 採 決	
議第19号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議第21号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第22号	山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議第23号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第24号	山県市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第25号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第26号	山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
議第27号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第28号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第29号	山県市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第30号	山県市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第31号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第32号	山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について
議第33号	山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第34号	山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について
議第35号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第36号	山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の

一部を改正する条例について

議第37号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第9号）
議第38号	令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第39号	令和7年度山口市一般会計予算
議第40号	令和7年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第41号	令和7年度山口市介護保険特別会計予算
議第42号	令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第43号	令和7年度山口市高富財産区特別会計予算
議第44号	令和7年度山口市水道事業会計予算
議第45号	令和7年度山口市下水道事業会計予算
議第46号	山口市こども計画の策定について
議第47号	山口市都市計画マスタープランの改定について
議第48号	北山辺地総合整備計画の変更について
議第49号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第10号）

日程第5 発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

日程第6 質 疑

発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

日程第7 討 論

発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

日程第8 採 決

発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	谷 村 政 彦
企画財政 課 長	丹 羽 竜 之	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	岩 田 豊 実
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	浅 野 浩 昭	学校教育 課 長	平 工 雅 之
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男	書 記	大 野 幹 根
書 記	山 口 真 理		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

○議長（吉田茂広） 日程第1、常任委員会、特別委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会 奥田真也委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（奥田真也） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月12日午前10時より開催し、審査を付託されました議第19号から議第24号まで、議第27号、議第32号から議第36号まで、議第47号及び議第48号の所管に属する条例案件12件、その他案件2件の14議案を議題とし、審査を行いました。

質疑において、議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定については、地域別構想編高富南地域における地域の現況・課題において、遊休農地等の発生防止、解消についての質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第19号から議第24号まで、議第27号、議第32号から議第36号まで、議第47号及び議第48号の14議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会 寺町祥江委員長。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月13日午前10時から開催し、審査を付託されました議第25号、議第26号、議第28号から議第31号まで及び議第46号の所管に属する条例案件6件、その他案件1件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第26号 山県市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例については、みやまジョイフル倶楽部図書室を廃止する理由はどのようなか。廃止後の施設の維持管理はどうするのか。

議第46号 山県市子ども計画の策定については、計画に関するニーズ調査における対象者の選定理由はどのようなか。また、回収率の差に要因はあるか。親子健康手帳とは

どのようなものか。いじめや不登校の対応におけるＡＩ予測システムの課題、今後のスケジュールはどのようなか。こども誰でも通園制度における利用料、確保方策の数値の根拠はどのようなか、などの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第25号、議第26号、議第28号から議第31号まで及び議第46号の7議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

なお、予算決算特別委員会については、全議員で審査を行いましたので、委員長報告書をもって委員長の報告といたします。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広） 日程第3、討論。

これより議第19号から議第49号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長の許可をいただきましたので、議第39号 令和7年度山県市一般会計予算について、反対討論を行います。

1点目です。みんなのげんき広場大型遊具等整備事業、1億円について。

私自身も孫がいて、家の中でゲームをしたりユーチューブを見たりするだけでなく、広い場所で一緒に遊べたら健康的でよいと思います。また、知り合いの高齢者の方も、げんき広場に大型遊具ができれば遠くの孫が遊びに来てくれる機会が増えると喜んでいきます。

ですが、大型遊具の建設については3つの問題点があります。

1つ目は、なぜ子育て応援のシンボルが必要なのか。2つ目は、なぜそのシンボルが大型遊具なのか。3つ目は、なぜ裏づけとなる具体的プランも金額の内訳もないのに1億円なのか。

子育て応援のシンボルとして1億円の大型遊具を建てる必要があるのでしょうか。まずは、子供たちが安心して好奇心の翼を広げ、伸び伸びと成長できる環境整備こそ、大人である私たちがすべきことなのではないでしょうか。

152億6,000万円の一般会計の山口市にとって、1億円は決して小さな金額ではありません。さらに、9,000万円を超える市債を背負うことにもなります。子育て応援と言いながら、今の子供たちに借金を背負わせることになるのです。これは本当の意味で子育て応援と言えるのでしょうか。言えないと思います。

市債、借金、それは財政を圧迫する大きな問題です。

市の政策の中には、借金をしてでもすべき重要なことはありますが、果たして大型遊具の建設は借金をしてまですべきことなのでしょうか。

この予算案について、私のもとに集まっている市民の声を紹介します。

1億円。子供たちが楽しみにしているのは分かりますが、1億円が適切かは異議があります。借金をするのであれば、なおさら慎重に考えるべきです。

次世代に借金を残す。ただでさえ予算がないと言われているのに、さらに借金をして造るのですか。子供たちにその借金を背負わせるのですか。それでは、大型遊具は子供たちのためにはならないと思います。

野山の整備を。四国山公園に大型遊具が設置されましたが、それ以来、子供たちがあまり山に登らなくなってしまいました。目の前に素晴らしい自然があるのに、その自然に触れる機会が減ってしまったような気がして残念です。大型遊具なんて必要なのでしょうか。自然散策ができるような野山の整備にお金をかけてほしいです。

大型遊具はあめ玉。子育てを応援するなどと言っている山口市が大型遊具を子育て応援のシンボルにするというのは本末転倒です。大型遊具で遊んでも子供の創造力は育ちません。遊び方に広がりがないからです。子供はすぐに飽きます。心身を育てる栄養にはなりません。親としては、あればうれしいけど、借金をしてまで造る必要はありません。

学童にプレーパークを。大型遊具に借金するくらいなら、森林文化アカデミーなどでやっているプレーパークのように創造力をかき立て、挑戦する心を後押しするような遊びの場を学童に取り入れてほしいです。大型遊具は安易過ぎます。

税負担を減らして。大型遊具に完成図はありますか。なしで予算を議論するのは順番がおかしい。子供たちに借金のシンボルをつくるのですか。

ぜひ、これらの意見に真摯に耳を傾けてください。山県市の予算は1円であろうが1億円であろうが、市民の皆さんからお預かりしている大事な税金です。1億円の根拠となるプラン、費用の内訳が全く示されないまま遊具建設を決めるのはあまり拙速です。このような決め方ではとても市民に納得がいただけません。ここは一旦立ち止まり、保留として、次回の議会までに市はより詳しいプランを提出してください。そして、議員は住民の声を聞き、その後、議会で議論を深めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。個人番号カード普及促進事業、1,735万3,000円について。

マイナンバーカードの取得やマイナ保険証としての利用登録はあくまで任意であって義務ではありません。マイナ保険証を推進する厚生労働省やデジタル庁も、従来の保険証か資格確認書があれば保険医療を受けられると説明しています。

政府は、2024年12月2日に現行保険証の新規発行を停止し、マイナ保険証への一本化を強行しましたが、マイナ保険証利用率は12月時点で約25%に過ぎません。多くの国民の不安は払拭されておらず、マイナンバー制度は一旦立ち止まり、保険証廃止は撤回すべきです。

マイナンバーカードの普及率は、2020年9月のマイナポイントキャンペーン開始とともに急上昇しました。今年2025年以降、その人たちが一斉に電子証明書の更新時期を迎えます。更新を忘れると保険証として利用できず、一時的に無保険状態に陥ります。

マイナンバーカードは、18歳以上の方には発行してから10回目の誕生日までが有効期限とされています。しかし、5年に一度は役所に足を運び、カードに内蔵された電子証明書を更新しなければなりません。2025年度、約2,750万枚のマイナンバーカードの電子証明書が更新時期を迎えます。

山県市でも、2月28日現在でマイナンバーカードを持っている1万9,806人のうち、2025年度4月以降、マイナンバーカードの更新が2,500人、電子証明書の更新が4,200人、合わせて6,700人が更新を迎えます。

このような国の事業を山県市の職員に、本来任意のマイナンバーカードの取得や更新を推進する業務を強いる予算案に反対します。

以上で、議第39号 令和7年度山県市一般会計予算についての反対討論とします。ありがとうございました。

〔「9,000万円の財源があるんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 市長。発言を許してませんよ。

寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、議第46号 山県市こども計画の策定について、賛成の立場で討論をいたします。

こども基本法には、第10条において、都道府県はこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成すること。また、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成することに努めることが定められています。

全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが自治体こども計画の目的。区域内の子供施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。

委員会の質疑では、子供、若者、当事者の意見を大きく聞く必要があると考え、中学生、高校生にアンケートを行ったことや、母親も父親も子育ての主宰であるということを感じていただくため、母子健康手帳から親子健康手帳へと名称を変更し、活用していくこと。いじめや不登校の対応については、AI予測システムの運用に当たり、課題や問題を精査し、さらに精度を高めて子供たちのために活用していくことなどをお聞きしました。

また、計画については、立てたものが全てではなく、検証を含め、今後どのように推進していくか、適切な推進ができるよう体制を整えていくと、子育て支援課長より力強い意思を伺いました。

本計画の推進が大人の考えや価値観などを一方的に押しつけることなく、子供、若者の意見を真摯に聞いて尊重される社会、山県市の全ての子供たちが自己肯定感や自己有用感を持ち、主体性を発揮できる未来をつくることになることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第19号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山県市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決され

ました。

議第23号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 山口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 山口市図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 山口市児童厚生施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 山口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決され

ました。

議第32号 山県市観光案内所の設置及び管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 山県市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 山県市水道法施行条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 令和6年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 令和7年度山口市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議がありますので、本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第41号 令和7年度山口市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第42号 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第43号 令和7年度山口市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第44号 令和7年度山口市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第45号 令和7年度山口市下水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第46号 山口市こども計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第47号 山県市都市計画マスタープランの改定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第48号 北山辺地総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第49号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第10号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

○議長（吉田茂広） 日程第5、発議第3号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

古川雅一議員。

○8番（古川雅一） 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）について、説明させていただきます。

現在、再審法の不備が冤罪被害者の速やかな救済を阻害しているという実情が、広く社会に認識されるに至っている。全国の地方議会や地方自治体の首長、各種団体からも再審法改正への賛同が相次ぐ中、えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議

員連盟は、刑事再審に関する刑事訴訟法の一部を改正する法律案骨子たたき台を提出し、本年２月７日、鈴木馨祐法務大臣が再審制度の見直しを法制審議会に諮問する方針を表明した。

冤罪被害の深刻さや再審事件の審理の実情を踏まえ、冤罪被害者の速やかな救済のための再審制度の構築に向けて、下記の事項について迅速かつ真摯な議論が広く行われることを求め、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く訴える。

記。

- １、捜査書類及び証拠物の証拠開示の制度化。
- ２、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止。
- ３、再審請求手続における手続規定の整備の早期実現。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広） 御苦労さまでした。

日程第６ 質疑

○議長（吉田茂広） 日程第６、質疑。

これより質疑を行います。

質疑を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第３号について、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、発議第３号について、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第７ 討論

○議長（吉田茂広） 日程第７、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（吉田茂広） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、賛成討論はありませんか。

吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、発議第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）について、賛成討論を行います。

「判決に時間がかかり、とても申し訳なく思っています」、「自由の扉はちゃんと開けました」。1966年6月に起きた静岡県のみそ製造会社専務一家4人の殺害事件の再審で静岡地裁の国井恒志裁判長は、死刑とされた袴田巖さんを無罪とし、裁判が長引いたことを謝罪しました。

昨年9月26日の判決は、同事件で有罪の決め手となった証拠は捜査機関による捏造だと断じ、冤罪だと認めました。無実を訴えた巖さん、支え続けた姉の袴田ひで子さんや支援者の闘いが実りました。

これは公権力による重大な犯罪行為、最悪の人権侵害です。袴田さんの身体拘束は48年間、死刑囚として過ごしたのは34年に及びます。死の恐怖の下、長期の拘束で拘禁症状を呈しても、まともな医療措置はされませんでした。

袴田さんの自白は、連日12時間にも及ぶ脅しを伴う取調べによるもので、袴田さんは裁判で否認しました。殺害動機など重要な内容が変転し、当初から自白のほとんどが証拠から排除されていました。今回、判決は肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによる実質的捏造と断じました。

冤罪を生む自白偏重の違法な捜査は許されず、繰り返されてはなりません。警察、検察、裁判所は、なぜ冤罪が生じ無罪判決まで半世紀近くかかったのか全面的に検証すべきです。袴田事件を含め、捜査の在り方や証拠の扱いについて検証する公的な第三者委員会の設置が必要です。

袴田さんの裁判を長引かせたのは、メンツにこだわるかのような検察の姿勢です。第2次再審請求審で、静岡地裁は2014年、再審開始を決定。捜査機関による証拠捏造の疑いを指摘し、拘置を続けることは耐え難いほど正義に反するとして袴田さんを釈放しました。

しかし、検察はこれを不服として抗告。東京高裁、最高裁を経て高裁に差し戻され、2023年に東京高裁が、2014年の静岡地裁同様に証拠捏造の可能性を指摘し、やっと再審開始が確定しました。

再審は冤罪救済の最後の砦です。しかし、その扉は重く、検察の抗告で開始が妨げられています。

背景には、刑事訴訟法に再審手続の規定がほとんどないことがあります。

まず、検察が証拠開示に応じるルールがありません。開示命令するかは担当裁判官に左右される上、検察は拒否できます。捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きています。法改正で再審での証拠の全面開示を義務づけるべきです。

再審開始に対する検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせています。検察は再審公判で事実を争えばよいのであり、検察の抗告は禁止すべきです。

冤罪は国家による最大の人権侵害です。再審開始に時間がかかり過ぎれば冤罪を晴らせずに人生を終える人が出ます。刑事訴訟法の再審規定の改正は急務です。

死刑判決が確定しながら再審無罪となったのは、戦後5例目です。1989年の島田事件の再審無罪判決から35年ぶりとなりました。誤った操作と司法判断で、国家によって無実の人の命が奪われることがあってはなりません。

また、1986年に福井市で起きた女子中学生殺人事件の再審初公判が3月6日、名古屋高裁金沢支部で開かれ、即日結審しました。殺人罪で有罪とされ服役を終えた後も一貫して無罪を主張してきた前川彰司さんが意見陳述し、改めて無罪を訴えました。

本日、山県市議会に提案された刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）は、まさに時機にかなない早期の再審法の改正につながるものと考えます。

以上で、発議第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）について、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田茂広） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（吉田茂広） 日程第8、採決。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○議長（吉田茂広） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和7年山県市議会第1回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 吉 田 茂 広

山 県 市 議 会 副 議 長 加 藤 義 信

1 番 議 員 河 合 雅 俊

2 番 議 員 川 島 亜 也